

# JA Minori

# Disclosure 2023

ディスクロージャー誌



JA（農業協同組合）は、農と食を基軸とする地域に根ざした「協同組合」です。組合員の一人ひとりが力を合わせ、みんなの願いをかなえていく組織です。

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和4年度）	4
5. 事業活動のトピックス（令和4年度）	8
6. 農業振興活動	10
7. 地域貢献情報	10
8. リスク管理の状況	13
9. 自己資本の状況	16
10. 主な事業の内容	16
<b>【JAの概要】</b>	
1. 機構図	24
2. 組合員数	25
3. 組合員組織の状況	25
4. 役員構成（役員一覧）	26
5. 職員数	26
6. 事務所の名称及び所在地	27
7. 特定信用事業代理業者の状況	28
<b>【経営資料】</b>	
I. 決算の状況	
1. 貸借対照表	30
2. 損益計算書	32
3. 注記表	34
4. 剰余金処分計算書	45
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	46
6. 部門別損益計算書	47
7. 会計監査人の監査	47
II. 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	48
2. 利益総括表	49
3. 資金運用収支の内訳	49
4. 受取・支払利息の増減額	50
III. 事業の概況	
1. 信用事業	51
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	

(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業	59
(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	61
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) その他の事業取扱実績	
IV. 経営諸指標	
1. 利益率	64
2. 貯貸率・貯証率	64
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	65
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	68
4. 信用リスク削減手法に関する事項	70
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	71
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	71
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	71
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	72
9. 金利リスクに関する事項	72
VI. 連結情報	
1. グループの概況	74
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和4年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(9) 連結注記表	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	95
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
農協法による開示基準対比での掲載ページ	104



## ごあいさつ

平素は、JAみのりの各事業・活動について格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年も財産や収支の状況といった財務内容だけでなく、経営方針や組織、取扱商品や事業サービスの内容などを皆さまに幅広く紹介するために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

ディスクロージャー（Disclosure）は、「物事を明らかにして示すもの」という意味であり、本冊子により、JAみのりに対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、世界経済はウクライナ情勢や米中対立などの不安定要素が、あらゆる商品価格の高騰を招き、輸入生産資材への依存度の高い畜産はもちろんのこと、米や野菜などの農産物においても、コスト上昇に見合う価格転嫁ができず厳しい経営が続いています。原油や原材料価格の高騰は、私たちの日常生活にも大きな影響を与え、国内経済のインフレ圧力を高める状況が続いています。

一方、SDGsや脱炭素化など世界的に環境問題への意識が高まり、農業分野でも「みどりの食料システム法」が施行されるなど、食料・農業を取り巻く情勢は大きな転換期を迎えています。

このような情勢のもとJAみのりは、第8次3カ年中期経営計画の最重要課題である経営基盤強化と第7次営農振興計画の着実な実践を進めた結果、令和4年度も計画を上回る実績で終えることができました。

令和5年度も引き続き厳しい環境下での事業活動となりますが、どのような環境変化があろうとも、それぞれの事業活動を通じて組合員・地域住民の期待に応え、「農と食を基軸に地域に根ざした協同組合」として、「なくてはならない」存在であり続けるために、多様な組合員の意思反映と地域共生の未来づくりをめざしてまいります。

今後とも、経営理念である「地域・人・くらしの未来づくり（ゆたかなみのり）」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、さらなるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

みのり農業協同組合

代表理事組合長 神澤 友重



## ■ 1. 経営理念

**わたしたちは  
地域・人・くらしの  
未来づくり(ゆたかなみのり)を  
めざします**

わたしたち組合員・役職員は地域の人々のよりどころとして、農業振興と組合員のゆたかな生活に貢献し、組合員等利用者、地域住民の期待・ニーズに対応したさまざまな事業やサービスを総合的かつ多彩に展開して、組合員や地域社会の“ゆたかな未来づくり”“ゆたかなみのり”をめざします。

### 地 域

JAは、地域社会の中で役立つことにより生かされている存在(組織)であり、いま組合員、地域社会は何に困っているのか、何を求めているのかを見つけだして、即実行していくことです。地域の中で異なる立場の人々が互いにその役割を認め合い、共に生きていく社会=共生社会をめざすことで、地域の様々な人々との結びつきをさらに積極的に広げていきます。

### ゆたかな みのり

### 人

一人ひとりが主人公として、顔の見える存在として認め合う関係づくりが何よりも大切になります。わたしたち一人ひとりの期待や要望にフィットした、的確な対応がJAみのり事業の基本原則になっています。

### くらし

一人ひとりの暮らしの中での問題を、JAから確かな情報を適時に提供し、JAの事業サービスを通じて解決に導くことです。「最善のアドバイス」「最高のもてなしと最良の商品・サービス」を提供することを絶えずめざしています。

## ■ 2. 経営方針

### (1) 事業の基本方針

食と農を基軸に地域に根ざした協同組合として、JAみのりは農業と暮らしを支え続けるために、マーケットインに基づく販売強化を図り、多様な農業者による地域農業を振興します。組合員との対話をすすめて参画意識を高め、組織及び経営基盤の確立・強化を図ります。

#### ①新時代に向けて持続的に発展する農業の確立

自己改革の実践に向け、生産性の向上・高品質化を図るため、先端技術を積極的に活用したスマート農業を行政との連携のもとに取り組みます。また、中小規模の家族農業経営、新規就農者の育成等、多様な担い手への支援、産地・農村の持続的発展に向けた取り組みを進めます。

#### ②次世代にも魅力ある協同活動の展開

農業を核とした魅力ある協同活動により、地域の活性化を図るとともに、次世代組合員への働きかけと高い評価を得ることで、JAの組織基盤を強化します。また、組合員ニーズに応じて総合力を発揮し、くらしの活動、生活インフラ機能を通じて、組合員の豊かな暮らしを実現します。

#### ③不断の改善・改革による経営基盤強化

協同組合としての役割を発揮するため、既存事業の伸長による収益確保や新たなビジネスモデルによる成長戦略、事業機能の見直しによる効率化戦略に取り組むとともに、組合員・利用者から信頼を得るガバナンスとコンプライアンス態勢を確立し、収益性や健全性の確保に向けて、持続可能な経営基盤の強化に取り組みます。

#### ④協同組合運動を推進できる態勢整備（人材の育成）

協同組合理念に基づき、激変する環境に対応し、改革を推進する人材を育成する「協同組合運動を推進できる人づくり」に取り組みます。また、職員の意欲と能力を活かす「活力ある職場づくり」に取り組みます。

#### ⑤信頼とつながり強化に向けた情報発信

広報活動を重要な経営戦略と位置付け、組織が一体となり、積極的な広報活動を行う態勢を整備・強化し、効果的かつ効率的な情報発信に取り組みます。

### (2) 経営戦略の重点実施項目

1. 持続的に発展する農業の確立に向け、多様な担い手の育成と支援に取り組み、「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」を図ります。
1. 魅力ある協同活動の実践により「地域の活性化」を図るとともに、安心して豊かな暮らしを実現します。
1. 組合運動を推進できる人づくりに取り組むとともに、不断の改善・改革により持続可能な経営基盤の強化を図ります。

## ■ 3. 経営管理体制

JAみのりは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」は組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督しています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正な選出手続きにより選任されています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンス（企業統治）の強化を図っています。



## ■ 4. 事業の概況 (令和4年度)

新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経過し、ようやくコロナ禍から解放されるかどうかという状況の中、ウクライナ情勢や米中対立などの国際問題による新たな社会情勢の不安定化により、日本経済は、先行きが不透明なままとなっています。依然として続く、人口減少や超低金利政策等に加え、円安による原油価格や農業生産資材の高騰などJAの事業環境がますます厳しくなる中、総合事業体としての機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。更に、農林水産省は、令和4年1月に農協に対する総合的な監督指針を改正し、組合員との対話を通じて引き続きJAにおいて自己改革が実践されるよう、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組み(いわゆる自己改革実践サイクル)を構築しました。

こうした状況において、当JAでは、令和4年度から「不断の自己改革と魅力ある協同活動の実践」をテーマとする第8次3カ年中期経営計画を策定、また令和4年度事業計画に必要な事項を盛り込み、取り組みを実践してきました。

特に農業分野では、生産性の向上や高品質化を図るため行政との連携を密にし、スマート農業への取り組みを進めるとともに、生産組織の活性化や中・小規模の家族農業経営、新規就農者の育成等、多様な担い手への支援、地域農業の持続的発展に向けた事業に取り組みました。

農業を核とした協同活動を強化し、アクティブ・メンバーシップを高めることにより、組織基盤の強化に努めました。既存事業の伸長による収益確保に加えて、事業機能の見直しによる効率化、更にはデジタル化等の事業革新も視野に、部門ごとの収支改善計画に基づき持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組みました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取り組むとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の決定に基づき、役員が先頭に立ってコンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施しました。

この結果、収支面では事業利益1,229,690千円、(前年対比114.3%)、経常利益は1,698,905千円(前年対比112.8%)となり、当期剰余金は1,195,234千円(前年対比112.6%)となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

### (1) 農業者の所得増大に向けた取り組み

山田錦需要回復に向けた取り組みとして、蔵元アンケート調査結果に基づき蔵元営業を32歳行った結果、4,140袋の追加申込を受けました。また、園芸作物生産振興による農業所得の増加として、山田錦作付減による黒大豆の拡大、新たな産地でのピーマン栽培を開始。北部地域でのもち麦栽培の普及、タマネギの早生品種により面積拡大を行い、新たな特産振興作物のニラについてはトリドールHDへの出荷を行いました。

一方、生産コストの低減では、合計で37,915千円の助成を行いました。

### (2) 指導事業

地域別振興作物を対象に特産作物生産拡大・振興助成を行い、地域特産品の生産拡大、農業所得の増大に取り組みました。また、野菜生産用作業機械リースや作業機械購入助成を実施することで園芸作物の生産労力の軽減と生産支援を行いました。

また、営農指導員は活動目標(マイビジョン)策定のもと、管内の認定農業者や集落営農組織を中心に、補助事業の申請支援や営農相談活動に取り組みました。

女性会活動では、コロナ禍により縮小せざるを得ない活動もありましたが、各支部で、しっかりと感染対策を行ったうえで教室やサークル活動を実施しました。また、本部活動では、約2年ぶりとなる親睦グラウンドゴルフ大会を開催する等、ウィズコロナ時代に向けての大きな足掛かりとなる一年でした。

### (3) 販売事業

#### ①米麦販売

令和4年産米の作況指数は、102の「やや良(兵庫県)」となり、集荷実績は、うるち米82,229袋(契約対比104.4%)、酒造好適米山田錦183,543袋(契約対比101.5%)、その他も含めて全体で、283,173袋(契約対比102.5%)と集荷目標を上回る結果となりました。主食用米並びに酒造好適米の需給環境については、少しずつ回復傾向にあります。コロナ禍の影響により引き続き不透明な状況が続くことが想定されたことから、地域の農地保全と農業経営継続の一助として、JAに出荷した令和4年産主食用米に対する緊急支援を行いました。

#### ②青果物販売

「農業者の所得増大」に向けて地域振興作物(黒大豆・タマネギ・レタス・なす・ゴマ・ニンニク・ピーマン・ニラ等)の生産拡大を図るため、アグリ企画課や各地区の営農指導員が中心となり、地域の環



境や条件に応じた農家支援に取り組みました。また、多可地区では、全農や市場関係者と連携し、「ピーマン」の本格的な市場出荷を開始しました。

#### ③ファーマーズマーケット

直売所生産者の高齢化が進む中で、出荷会員拡大に向けて、直売所端境期対策助成や直売所会員特別価格支援等の農家支援を継続して実施しました。また、感染対策に配慮しながらイベントを開催し消費者との交流を図るとともに、会員向けの野菜栽培講習会を定期的に開催することで会員確保や栽培品目の拡大に取り組みました。

#### ④畜産販売

素牛価格の高騰が一時より落ち着きが見られ、枝肉価格も令和3年度並みの相場となりました。一方で、不安定な為替相場や海上輸送の混乱、世界的な穀物需要の高まりにより、飼料、牧草、燃料費、電気料金等諸経費が値上がり、厳しい経営状況が続きました。

このような状況の中、黒田庄和牛については畜産農家の徹底した飼養管理と、計画的な出荷により、高品質の証である神戸ビーフ率は90%を上回りました。令和5年2月に開催された兵庫県地域ブランド牛枝肉共励会では、個人の部で令和3年度に続いて最優秀賞を受賞し、団体の部では優勝するなど、量ともに地域ブランドの地位を維持しています。

### (4) 購買事業

#### ①生産購買

仕入れ価格の上昇に伴い、肥料や農薬の供給価格が高騰する中、早期の取りまとめによる早期引取を励行し、価格の上昇を抑制するとともに、各種助成支援として、肥料・農薬に対する「集落営農等担い手助成」「大口利用者助成」及び「良質米生産助成」を継続的に実施しました。また、令和5年度水稻肥料の予約注文分に対し、予約価格より「6%の値引き」を行いました。

その他、環境に配慮した農業振興のため、廃プラスチック及び廃農薬・期限切れ農薬の回収も継続して実施しました。

#### ②生活購買

ふるさと納税を活用し、地域特産品である管内山田錦による日本酒、地元食材による加工品及び地元産米のPRを行いました。

また、組合員・利用者へは多様化するニーズのもと、快適な暮らしに必要な品揃えとサービスの向上を図りました。

#### ③自動車

利用者のニーズに応じた自動車（新車・中古車）を提案しました。特に運転に対して不安を感じている方には安全運転支援機能等の説明をしっかりと行いました。

車検整備・法令点検・一般修理・板金修理等の修理業務については、できるだけ迅速な対応を心がけるとともに、信頼されかつ、納得してもらえる提案を行うことで、安心して利用してもらえるよう整備作業に努めました。

#### ④農機

農業機械の価格高騰が続く中、価格を抑制するため早期仕入により、商品の確保を図るとともに、農業者のニーズに応えるため、4拠点農機センター合同の展示会（7月）、農機センター及び営農経済センター合同の展示会（11月・12月）、また兵庫県中古農業機械フェア実行委員会主催による中古農機フェア（7月）、全農兵庫主催による大規模担い手向けコンバイン整備講習会（6月：ヤンマー・8月：キセキ・11月：クボタ）、大規模担い手向けトラクター整備講習会（2月）を開催いたしました。更にJAグループ兵庫による農機メーカー10社協賛の農業応援キャンペーン、農機掘出し市、また中古農機Web掲載等を実施しました。

### (5) 信用事業

ローン、貯金それぞれにおいて恒常的に推進活動を行いました。

貯金については、調達コストの抑制に努め、ネットバンク等の非対面取引と合わせて、効率化を図りました。

支店情報を基に、トータルアドバイザーは相続相談、コンサルティングアドバイザーは資産運用の提案活動に取り組み、各支店で勉強会を実施し、投資信託の伸長に努めました。

### (6) 共済事業

組合員・地域住民の「日常に安心を」届けるひと・いえ・くるまの保障点検活動を展開しました。更にはJA共済シェア拡大に向けた着実な3Q活動と利便性向上に向けたWebマイページ・JA共済アプリの登録、活用促進を行いました。また保障・サービスの提供や地域貢献活動等の事業活動を実践しました。

## (7) その他事業

### ①保管事業

「農業倉庫自主保管マニュアル」に基づき、農業倉庫における主食用米並びに酒造好適米の保管状況調査を実施し、保管環境や品質状態等の確認を行い適正な保管管理に努めました。また、農業倉庫損害補償への加入や衛生管理の徹底にも取り組みました。農業倉庫の有効活用については、保管数量の把握を行い、JA 低温倉庫間の調整を実施することにより、収容率の向上を図り、外部倉庫への委託に係る保管・移送等の費用負担の軽減に取り組みました。

### ②加工事業

みそ加工事業では、安全・安心な商品を組合員・利用者に提供するため、みのり JA 女性会活動を通じ、みのり管内産の白大豆を原材料として使用したみそづくりにこだわり「みそづくり教室」を開催し、みのり管内の直売所（ふれすこ社店・西脇店・道の駅みき）及びエコープを通じて拡販に努めました。

### ③利用事業

穀類乾燥調製施設は作柄が良く、生粳の荷受重量は前年対比 107.1% の実績となりました。育苗事業は、うるち品種の供給枚数が減少したこともあり前年対比 97.5% の実績となりました。また、農作業受委託事業は、農会からの委託を受け、約 2,748ha の無人ヘリ防除を実施し、生産労力の軽減に取り組みました。営農施設においては、粳摺機の修繕（三木 RC）、湿式集塵装置の修繕・荷受待機場アスファルトの修繕（吉川 RC）、農業倉庫土間の修繕（吉川 C）、トラックスケールの導入（東条 RC）、乾燥機の修繕（加東 CE）、フォークリフトの更新（中町 RC）など計画的に施設整備を行いました。

また、コイン精米機の効率的な運営に向け、稼働状況の把握と定期的なメンテナンスの強化により、快適に利用していただけるよう整備しました。また、老朽化した施設の更新計画や新規設置場所について検討しました。

### ④旅行事業

コロナ禍による「旅行自粛」の影響を受け、年金旅行をはじめ団体旅行や大型イベントなどは中止となりました。

このような中で、令和 4 年 4 月以降も「ひょうごを旅しようキャンペーン（県民割）」が延長となり、個人やグループの旅行が徐々に増え、更に 10 月より「全国旅行支援」がスタートしたことで、各種団体旅行の問い合わせや受注が一気に増加しました。募集旅行についても、春の東北、夏の北海道など、計 5 コースのツアーを催行し、旅行取扱高は 101,568 千円、前年対比 302.9% と、旅行需要の回復が大きく見られました。

グリーンツーリズムについては、秋の黒枝豆収穫体験、春のイチゴ・トマト収穫体験をそれぞれ実施し、都市部の方々に JA みのりの特産野菜や山田錦、黒田庄和牛などの PR を行いました。

### ⑤高齢者福祉事業

JA の在宅福祉サービス「ケアネット虹」の愛称で、居宅介護支援、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の 4 事業を、加東ケアセンター、西脇ケアセンター、マイハウスみのりの 3 拠点で展開しました。加東ケアセンターの定期巡回事業とマイハウスみのりは 24 時間体制で介護サービスを提供し、介護度や医療度が高くても在宅で暮らし続けることを支援するなど、事業コンセプトである「やっぱり家がええ」の実現に取り組みました。

また、ロコモ予防講座や男の料理教室、気ままカフェ（若年性認知症カフェ）等のみのりカルチャーの開催で、地域の介護予防や健康づくりにも取り組みました。

### ⑥特産開発事業

JA みのりの特産品である黒田庄和牛のブランド化と PR に努め、黒田庄和牛の購入頭数は 180 頭となりました。コロナ禍で自宅消費が増加したことにより、ふるさと納税の返礼品や通販サイトの取扱高が拡大したことに加え、落ち込んでいた外食からも注文が増加し、黒田庄和牛の取扱高は 320,570 千円となりました。

また、養鶏事業所と連携し播州百日どりのブランド化と販売強化を図ったことで、正肉並びに加工品の取扱高が増加し、冷凍加工食品の取扱高は 27,537 千円となりました。

### ⑦養鶏事業

「播州百日どり」「播州赤どり」を中心に、安全・安心を基本とした生産、加工、販売に取り組み、535,005 千円の販売高となりました。一方、飼料価格の高騰等が収支を圧迫し、厳しい経営状況が続いています。行政機関との連携による「北播磨特産鶏推進協議会」の支援を受けて、飼育環境の検討や普及拡大を図りました。また、加工センターの施設老朽化対策を計画的に実施するとともに、加工現場の高齢化対策として、教育実習生の受入により生産技術の継承を行い、生産性の向上に取り組むことで安全・安心な特産品の提供に努めました。

### ⑧農業経営事業

養鶏農家の補完的事業としての生産に取り組みました。年度当初に一部の生産者が減産されたため、特に「播州赤どり」が大幅増産となり、「播州百日どり」「播州赤どり」あわせて 67,000 羽と計画を大きく上回る数字となりました。新規就農を目指す希望者が早期に独立できるよう、技術取得のための実習も進めています。鶏舎の大規模改修にも着手しており、鶏舎ローテーションを調整しながら進めています。



## (8) 経営管理

### ① 経営管理

#### 〈JA 経営基盤の確立・強化〉

持続可能な収益性や将来にわたる JA 経営の健全性を確保する観点から、農業関連施設の再編や金融店舗の再編の実現のため、農業関連施設再編委員会、支店再編検討委員会、支店再編検討委員会分科会などを随時開催し、各検討委員会を核に具体的な準備を進めました。

組織基盤強化の取り組みとしては、組合員拡充運動を実施し、組合員加入の意義を伝えるとともに次世代への加入促進に努めました。

収支改善については、経営基盤の確立・強化に向けた第 8 次 3 カ年中期経営計画を策定し、事業の効率化はもとより、新たな取り組みを積極的に展開し将来にわたる収益力向上を図りました。令和 3 年度より進めてきました経営基盤強化に伴う収支改善計画の取り組みでは、328,022 千円を改善することができました。

#### 〈多様な組合員の意見を反映した JA 運営〉

地域の農業者や担い手農家の減少、組合員の高齢化等により正組合員の減少が進む中、地域農業を「食」の面から支え、事業を利用する准組合員は JA にとって大変重要です。将来にわたって、持続可能な JA 経営を行うため、組合員との新たな接点づくりに努め、正組合員はもちろん准組合員の意見も JA 運営に反映するように努めました。コロナ禍ではありましたが、ふれあい委員会をのべ 16 回開催しました。また女性会や青年部をはじめ組合員組織との意見交換について、常勤役員も出席するなど、地域に根ざした JA を目指して取り組みました。

### ② 広報活動

コロナ禍により、JA ファンづくり活動は十分な活動には至りませんでしたでしたが、JA 少年野球・サッカー大会などは、感染対策をしながらも 3 年ぶりに開催することができました。

広報誌は隔月発行となりましたが、優先順位を付けて情報を選択し、効率良く発行することができました。インターネット広報の取り組みも少しずつ充実するように努め、インスタグラムでは、ふれすこからの情報発信を充実させることができました。また、ホームページでは全農との連携により通販サイト「JA タウン」を通じて特産品の販売を増加させるための PR ができました。

また、令和 3 年度に引き続き「播州百日どり」を管内全地区の学校給食用に寄贈し、子どもたちとその保護者に認識を高めてもらえるよう努めました。

パブリシティについては、プレスリリースを充実させ、行政や関係団体等とも協力しながら情報発信を行い、TV や新聞に取り上げてもらうことができました。

### ③ 総務

経営基盤強化の一環で収支改善計画の実践による経費削減に取り組みました。また、資産管理については、遊休資産の有効活用に取り組み、遊休となっている土地建物や場所などを広報誌に記載し情報発信を行うとともに、老朽化した施設や設備の保守・修繕を行いました。

### ④ 人事・教育

経営理念に基づき、自己啓発を支援し、組合員や地域社会の「ゆたかなみのり」に貢献できるよう人材育成に取り組みました。教育面では、OJT を通して知識とスキルの習得を図り、階層別の外部研修に積極的に参加させて職責を果たすことの意義を学ぶとともに能力開発に努めました。更に、コンプライアンスを遵守した労務管理に取り組みました。

また、職員のホスピタリティマインドを学び利用者満足 (CS) 向上に取り組みました。

### ⑤ 内部監査

内部監査計画に基づき、全部署・子会社の業務が適正かつ効率的に実施され、内部けん制が十分機能しているかなどを重点に内部監査を実施しました。支店においては、現状と課題を認識して数値化したリスク評価 (リスクアプローチ) により、各種マニュアルに則した事務が行われているかを検証しました。営農経済センター、事業所においては、各種マニュアルの浸透状況を確認するとともに、子会社では定款や規程、要領に則した実務が行われているかなど、内部けん制態勢について検証しました。本店統括部署には、支店や事業所における指摘事項に対する具体的な改善方策等の助言・提案を行いました。

監査結果については、改善等が必要な項目を重要性に応じて区分し被監査部署に提言しました。そして、当該部署からの回答書により処理頭末や改善状況を確認し、業務の標準化並びに効率化に努めました。

### ⑥ コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

法令等を遵守し、リスクが適切に管理できるようにコンプライアンス・プログラムを策定し、スケジュール化して取り組みました。モニタリングによる検証を実施して徹底を図るとともに、職場会議や職員研修を実施して、倫理観や当事者意識、風通しの良い職場環境作りなど、コンプライアンス意識の向上に努めました。

リスク管理においては、各種リスクを数値化したたり事象を取りまとめたものを「ALM 委員会」や「コンプライアンス委員会」等で検討するとともに、事故等を未然に防止するために、内部けん制の強化にも取り組みました。

## ■ 5. 事業活動のトピックス (令和4年度)

JAみのりは、「不断の自己改革と魅力ある協同活動の実践」をテーマとする第8次3カ年中期経営計画並びに第7次営農振興計画に取り組んできました。

令和4年度の主な取り組み状況を紹介します。

### 1. 持続可能な農業の実現

新たな販路開拓による販売力の強化	販売先の開拓を進め、大手スーパー、デパート、ホテルレストランなどとの取引を開始しています。また、地産地消の一環として、各市町給食センターへの食材提供を進めました。
直売所基幹出荷者の育成	売れる農産物の情報を提供し、農業者の収入増加に向けた営農指導を進めました。農産物直売所（ふれすこ社店、ふれすこ西脇店、道の駅みき直売所）の出荷者に対し、端境期対策として1・2月の販売金額に応じた助成を実施しました。
集落営農等担い手の育成	肥料・農薬、また水稲苗等においても大口利用者に対し一定の基準により助成を行い、規模拡大を奨励しました。水稲、麦類、白・黒大豆、タマネギの肥料・農薬を購入する集落営農組織や認定農業者を対象に助成を行い、担い手の育成に努めました。
新たな特産物タマネギ等の作付拡大支援	一定の基準において生産者への作業機械の購入助成を行ったり、専用機のレンタル事業を行いました。栽培講習会を実施し、作付指導を徹底しました。販売目的での新規栽培や面積の拡大にも一定の基準を設けて助成を行いました。
新規作物の特産化へ向けた取り組み	加東地域に加え、新たに西脇、多可地域でも従来のシロガネコムギをもち麦（キラリモチ）栽培に切り替え、地元の実需者とともに特産化へ向けた取り組みを行いました。
農産物の品質と収量の向上に向けた取り組み	各地に17カ所の展示圃を設け、それぞれに決めたテーマに基づいて新しい資材や肥料、栽培方法などの効果を調べました。得られた有益な情報は、今後の営農指導に役立て、栽培こよみに反映させて行きます。

### 2. 地域に密着した協同活動の展開

食農教育活動の実施	管内小学校等を対象に青年部「KOUUNプロジェクト」を5回実施し、食の大切さを伝える活動を行いました。また、管内の全小中学校の給食用に特産「播州百日どり」を寄贈することによって地域農業の特長をPRし、教諭も含め児童らに食育活動を実施しました。
地域密着事業所づくり	コロナ禍で活動が制限されましたが、支店エリアごとに認定農業者や農会役員、女性会役員や利用者代表などを構成員としたふれあい委員会を設置し、組合員の参画意識が高まるよう取り組みました。 支店と営農経済センターを対象に「JAファンづくり活動」を実施し、地域の活性化を目的とした活動が活発になるよう進めました。

### 3. JA 経営基盤の確立・強化

経営基盤強化対策の実施	経営基盤強化対策会議を中心に事業体制や施設の効率化等について検討を進めました。各事業とも収支改善計画の確実な実行をめざして、四半期ごとに役員レビューを実施し、進捗管理を行いました。
-------------	--

## 総合事業による農業振興・地域活性化支援

支援事業名	支援内容	4年度実績
ふれすこ端境期対策助成事業	農産物直売所（ふれすこ社店、ふれすこ西脇店、道の駅みき直売所）の出荷者に対し、1・2月の販売金額の3%を助成（総額限度あり）	175件 705千円
肥料・農薬大口利用助成事業	JAで肥料農薬を年間に30万円以上購入された方に購入額の2～7%を助成	350件 5,993千円
集落営農等担い手助成事業	集落営農組織や認定農業者を対象に水稻・麦類・白黒大豆・タマネギの肥料農薬購入額の10%を助成	149件 14,935千円
土改王の無料散布と価格助成事業	土改王を予約購入された方に対し、1袋につき200円の助成と無料散布のサービス	1,258件 6,799千円
水稻機械植え苗助成事業	育苗センターで水稻苗を500箱以上購入された方に対して1箱あたり50円～100円の助成	74件 5,795千円
米穀出荷用フレコン購入助成事業	山田錦出荷契約者で米穀出荷用に指定フレコンを予約購入された方に実出荷分を対象に1本あたり500円（最高限度額2万円）を助成	45件 140千円
園芸作物生産作業機購入助成	野菜などの園芸作物に必要な機器の購入助成、販売目的で年間20a以上栽培される農家に購入額の30%（30万円以内）を助成	5件 999千円
野菜生産用作業機リース	農業者等に対して園芸作物用の作業機械のリースを実施	28件 614a
特産作物の生産振興助成事業	第7次営農振興計画に掲げる作物について、指定された地域内で販売を目的に栽培された方に1aあたり1,500円以内の助成（総額限度あり）	55件 716千円
特産作物の生産拡大助成事業	管内でタマネギ、兵庫丹波黒大豆を販売目的で栽培し、面積を拡大された方の前年比増加量に対し、1kgあたり3～80円の助成（総額限度あり）	186件 1,833千円
水稻生産支援緊急対策事業	うるち米出荷契約者で、JAに出荷されたうるち米に対して、1袋（30kg）あたり500円を支援（出荷契約数量が上限）	1,609件 34,791千円
農業経営支援助成事業（飼料）	飼料全般の供給に対し、供給額の1%を助成	20件 2,697千円
アグリマイティー資金利子等減免事業	農機具購入、農業施設建設等で資金を利用された方を対象に利子補給（JAみのり1年、JAバンク3年）と保証料全額助成	65件 4,179千円
組合員組織活動	生産部会、女性会等の組織活動に対する支援	37組織 7,188千円



## ■ 6. 農業振興活動

JAみのりは、次のような農業振興活動に取り組み、協同組合として組合員の「営農と暮らし」を守り、地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて豊かな地域社会の発展を目指しています。

### ①安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動に取り組むなど栽培管理の徹底をするとともに、残留農薬検査を実施し安全・安心対策の取り組みに努めました。

### ②農業担い手育成への取り組み

新規就農者や担い手農家への経営支援のための助成措置を行うとともに、栽培振興のための新規作物導入や面積拡大などの支援を実施しました。

### ③地産地消の取り組み

ファーマーズマーケット「ふれすこ社・西脇店」、「道の駅みき直売所」を通じて、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組むとともに、会員を中心に栽培講習会を実施し、生産技術と品質の向上に努めました。

### ④第7次営農振興計画の実践

「持続可能な農業基盤の確立に向けて」を基本目標とした営農振興計画を実践しました。

## ■ 7. 地域貢献情報

JAみのりは、地域の農業振興と組合員のゆたかな生活に貢献し、組合員利用者・地域住民の期待・ニーズに対応したさまざまな事業やサービスを総合的に展開しています。

### 1. 社会貢献活動

#### 環境問題への取り組み状況

- ・クールビズや、週に1回のノー残業デーを実施して省エネルギーを実践しました。
- ・農業用廃プラスチックや不要農薬を回収し、資源の有効利用と環境にやさしい農業に取り組んでいます。
- ・土づくりセンターの指定管理者として、地域が取り組む循環型農業の一端を担っています。



農業用廃プラスチックを回収



土づくりセンターで作っている「ゆめあぐり堆肥」



## 2. 地域貢献活動

### (1) 地域からの資金調達の状況

①貯金残高（令和5年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	169,677
定 期 性	298,524
小 計	468,201
譲 渡 性	—
合 計	468,201

### (2) 地域への資金供給の状況

①貸出金残高（令和5年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	18
その他制度資金	8
農業関連融資	496
事業関連融資	2,903
住宅関連融資	63,194
生活関連融資	2,445
そ の 他	558
合 計	69,622

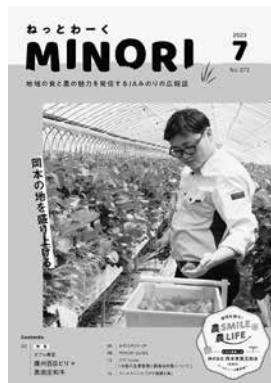
### (3) 文化的・社会的貢献に関する事項（地域活性化事業）

- ①組合員・地域住民を対象に高齢者福祉活動および介護予防活動に取り組んでいます。
- ②子どもたちの健全な育成を目的に、毎年、JAみのり主催の少年野球・サッカー大会を開催しています。
- ③農業や生活に関する情報提供に取り組んでいます。

#### ■広報誌「ねっとわーく MINORI」

JAみのりは、組合員および地域住民とのコミュニケーションを図るため、JA内外と地域の情報を受発信しています。平成12年5月1日に創刊し、JAみのり管内全戸配布（約46,000部）しています。

#### ■ホームページ URL ⇒ <https://www.ja-minori.jp>



- ④役職員は、地域に貢献すべく積極的に地域の活動に参加しています。道路清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

## 3. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等、経営の改善及び地域活性化のための取り組み状況を含む)

### (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

J Aみのりの経営理念「地域・人・くらしの未来づくり（ゆたかなみのり）をめざします」のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

### (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農経済センターに営農指導員を配置するとともに、兵庫県農業改良普及センターとも連携しながら、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、取り組んでいます。

### (3) 地域農業活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応じていくため、農業融資担当部門と営農・経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、各種プロパー農業資金に対応し、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と個人事業主のサポートをしています。

### (4) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。

また、農業者に対するアグリマイティー資金、スーパーS資金、農業近代化資金等の融資について、借入者の利子負担を軽減するため、利子補給方式による助成を行っています。

### (5) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域農業への貢献

コロナ禍で活動が制限されましたが、支店エリアごとに認定農業者や農会役員、女性会役員や利用者代表などを構成員としたふれあい委員会を可能な範囲内で開催し、地域の活性化をテーマに議論を重ねました。また、支店・営農経済センターが運営する「地域密着型事業所づくり」や、農産物直売所「ふれすこ」の運営等を通じて、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、J A青年部や女性会などと協力しながら、次代を担う地域の小学生等に対して農業への理解を促進するため、食農教育活動に取り組んでいます。

## ■ 8. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

#### 【リスク管理の方針等】

組合員や利用者の皆さまに安心してJAみのりをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### ①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。JAみのりは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。また、審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。さらに、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

JAみのりでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びJAみのりの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的に金利リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

JAみのりでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

JAのみりでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。JAのみりでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらに、コンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。JAのみりでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

## ◇法令等遵守体制

### 【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつと位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス態勢を円滑に運営するため、本店各部門・各支店・事業所にコンプライアンス責任者・担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効性ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

## ◇金融 ADR 制度への対応

### ①苦情処理措置の内容

JAのみりでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

信用苦情等受付窓口・・・本店金融部 電話：0795－42－5142

共済苦情等受付窓口・・・本店共済部 電話：0795－42－5444

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）



## ②紛争解決措置の内容

JAみのりでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### 【信用事業】

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078 - 341 - 8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03 - 3581 - 0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03 - 3595 - 8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03 - 3581 - 2249）

まずは①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03 - 6837 - 1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。  
例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。  
例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

### 【共済事業】

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03 - 5368 - 5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

### ◇内部監査体制

JAみのりでは、内部監査部門を組合長直轄の部署として完全に独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・事業所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ■ 9. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

J Aみのりでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、16.66%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

J Aみのりの自己資本は利益積立金のほか、組合員の出資金によっています。

- 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みのり農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,213百万円（前年度4,264百万円）

J Aみのりは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、J Aみのりが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## ■ 10. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 【信用事業】

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金の種類	特徴と内容	お預け期間	お預け金額
当座貯金	小切手、手形の支払資金になるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。お取引上の支払いや代金回収に便利な貯金です。	期間の定めはありません	1円以上
総合口座	「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」の4つの機能を1冊にセット。総合口座の通帳一冊で日頃のお金の出入りから給料や年金のお受け取り、公共料金の自動振替まで家計簿代わりにひと目でお金の流れがわかります。各種定期貯金とセットにしますと定期貯金の一定の範囲内で自動融資がご利用になれますので、いざという時にも頼もしい暮らしのパートナーです。	期間の定めはありません	1円以上
普通貯金	給与・年金・配当金等の受取口座、公共料金等の決済口座としてもご利用になれます。	期間の定めはありません	1円以上



貯金の種類		特徴と内容	お預け期間	お預け金額
貯蓄貯金		普通貯金と同じように入出金は自由（キャッシュカード利用も可）です。毎日の最終残高に応じた5段階の利率を自動的に適用します。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取り扱いができます。	期間の定めはありません	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用に適しています。お引き出しの2日前までにご通知が必要な貯金です。	7日以上	5万円以上
納税準備貯金		税金納付の準備のための貯金で、利息が非課税扱いとなります。お引き出しは原則として納税時のみで、納税以外のお引き出しがあれば課税されます。	期間の定めはありません	1円以上
スーパー定期貯		手頃な資金の運用に最適な定期貯金です。預入時の利率は満期まで変わりません。豊富なメニューで皆さまのニーズにお応えします。個人の方には、有利な半年複利（預入期間が3年以上のもので満期日一括払いの場合）もご用意しています。	1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5・7・10年の定型方式および1ヵ月超10年未満の満期日指定方式	1円以上
大口定期貯金		1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な貯金です。	1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5・7・10年の定型方式および1ヵ月超10年未満の満期日指定方式	1,000万円以上
変動金利定期貯		預入期間中に金融情勢の変化によって6ヵ月ごとに金利が変動するタイプの定期貯金です。	1・2・3年の定型方式	1円以上
期日指定定期貯		満期日は、1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。1年複利で期間が長いほど有利に資金を増やせます。	最長3年 (1年間据え置き)	1円以上 300万円未満
積立式定期貯金	エンドレス型	解約の申し出まで積立が継続され、不意に資金が必要なときに利用できます。	期間の定めはありません	1円以上
	満期型	指定した満期日に一括して積立金額を受取ることができます。	7ヵ月以上 10年以下	
	年金型	年金の受取りを目的とした積立定期貯金です。	1年5ヵ月以上	
定期積金		目的に合わせて掛金期間が選べます。ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。	1年以上7年以下	1千円以上 1円単位
財形期日指定定期貯金（一般財形）		お勤めの方で事業主を通じて給与から天引きして預入します。年1回以上預入して積立期間は3年以上です。1年以上経過後、期日指定することにより貯金全体を解約せず、一部の払い出しが可能です。	3年以上	1円以上 1円単位
財形年金貯金		55歳未満のお勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上定期的に預入し積立期間は5年以上です。最終預入日から6ヵ月以上5年以内の据え置き期間後に、5年以上20年以内の期間に年金方式でお受取りになれる貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いとなります。	積立期間：5年以上 据置期間：最終預入日から6ヵ月以上5年以内	1円以上 1円単位
財形住宅貯金		住宅の購入・新築改築資金を目的として、55歳未満のお勤めの方で事業主を通して給与から天引きして預入します。年1回以上定期的に預入し積立期間は5年以上です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いとなります。	積立期間：5年以上	1円以上 1円単位
譲渡性貯金		大口資金の短期の運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能です。	1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5年の定型方式および預入日の7日後から預入日の5年後の応当日	1,000万円以上 1円単位

# JA Minori Disclosure 2023

## ◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出金の種類	ご利用いただける方	資金用途	ご融資金額	ご融資期間
JA住宅ローン	満20歳以上～満66歳未満（完済時満80歳未満）の個人で組合員の方 ※満80歳以上となる場合、別途条件が付きます	住宅の新築、土地の購入 新築住宅の購入 中古住宅の購入 住宅の増改築・改装・補修 住宅資金の借換（住宅資金の借換については、特例対応となる場合があります。当JAの借入金の借換は対象外となります。）	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
JAリフォームローン	満20歳以上～満66歳未満（最終完済時満80歳未満）の個人で組合員の方	住宅の増改築・改装・補修および住宅関連設備等の設置 他金融機関等からの借入中のリフォームローンの借換	1万円以上 1,000万円以内 （ただし、融資対象物件にかかる他金融機関からの借入金がある場合は500万円以内）	1年以上 15年以内 （ただし、融資対象物件にかかる他金融機関からの借入金がある場合は10年6ヵ月以内）
JAマイカーローン	満18歳以上～完済時満80歳未満（20歳未満の准組合員については給与所得者）の個人で組合員の方	自動車・バイク購入及び修理・車検・運転免許の取得資金・カー用品の購入資金・車庫建設のための資金・他金融機関等からの借入中の自動車資金の借換	1万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
JA教育ローン	満20歳以上～最終完済時満71歳未満で、学校教育法に定める教育施設に就学（就学予定）のお子様をお持ちの個人で組合員の方	入学金、授業料・学費及びアパート家賃 他金融機関等からの借入中の教育資金の借換	1万円以上 500万円以内	1年以上 15年以内 （在学期間+9年）
JAアグリマイティー資金	農業を営む方または農業に従事する方	農業生産に直結する設備資金・運転資金 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金	個人：5,000万円以内 団体：1億円以内 事業費の100%以内	農業用建築物資金：15年以内・農業用機械器具資金：10年以内 （原則：耐用年数以内）
事業資金	組合員または組合員が主たる構成員または出資者となっている法人	組合員の事業経営の安定と拡充に要する資金（運転資金・設備資金）	別途対応	別途対応
地方公共団体等に対する貸出金	地方公共団体、公社公団及びこれに準ずる公的団体	財政資金、公共事業資金及びその他の資金	起債認可額の範囲内、歳入・歳出の範囲内または、事業費の範囲内	30年以内

### □住宅ローン・リフォームローンの金利適用方式について

固定金利型：お借入当初の金利がお借入期間の最終まで適用されます。

変動金利型：①長期プライムレート連動型

長期プライムレートを基準として、一定のルールに基づいて適用金利が変わります。

②短期プライムレート連動型

短期プライムレートを基準として、一定のルールに基づいて適用金利が変わります。

特約固定金利型：お借入期間中に「3年・5年・10年の固定金利」「変動金利」を選択できる方式です。

□融資商品のご利用にあたりましては、ご利用いただける条件等を満たしていただく必要があります。

詳しくは、JAみのり各支店窓口又は融資渉外担当者にご相談下さい。

### ◇為替業務

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、JAみのりの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

### ◇その他の業務及びサービス

JAみのりでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、新窓販国債・個人向け国債・投信の窓口販売の取り扱いをしています。

### ◇手数料一覧

為替業務

(単位:円、消費税含)

項目	条 件			手数料額				
送金	普通	系統あて		440				
		他行あて		660				
振込	窓口	自店内		3万円 未満	無料			
				3万円 以上	無料			
		当JA僚店あて		3万円 未満	220			
				3万円 以上	440			
		当JA以外の系統あて		電信	3万円 未満	440		
					3万円 以上	660		
				文書	3万円 未満	330		
					3万円 以上	550		
	他行あて		電信	3万円 未満	660			
				3万円 以上	880			
			文書	3万円 未満	550			
				3万円 以上	770			
	ATM	現金によるもの	自店内 JAみのり僚店、県内系統あて		3万円 未満	無料		
					3万円 以上			
県外系統あて			3万円 未満	330				
			3万円 以上	440				
他行あて		電信のみ	3万円 未満	440				
			3万円 以上	660				
		カード振込によるもの		自店内 JAみのり僚店、県内系統あて		3万円 未満	無料	
						3万円 以上		
県外系統、他行あて				3万円 未満	165			
				3万円 以上	330			
給与振込	窓口	自店内・当JA僚店あて		無料				
		当JA以外の系統・他行あて		330				
代金取立	電子交換所利用			440				
	個別取立			1,100				
その他 (諸手数料)	送金・振込 組戻料		1件	660				
	不渡手形 返却料		1件	880				
	取立手形 組戻料		1件	880				
	取立手形 店頭呈示		1件	660				

# JA Minori Disclosure 2023

## 貯金関係手数料

(単位：円、消費税含)

項 目	条 件		手数料額
残高証明書 発行手数料	都度 発行	1通	440
	定期的に発行	1通	220
取引履歴発行手数料	1顧客につき		440
相続貯金仮払履歴証明手数料	1顧客につき		440
用紙発行手数料	小切手帳	50枚綴り	2,200
	手形帳	50枚綴り	2,200
	自己宛小切手	1枚	1,100
	署名判印刷	1回	3,300
マル専手数料	手形用紙	1枚	550
	口座開設	1口座	3,300
再発行手数料	通帳	1通	1,100
	証書	1枚	1,100
	キャッシュカード	1枚	1,100
貯蓄貯金	順 スウィング	1回	55
スウィングサービス	逆 スウィング	1回	55
夜間金庫 (東条・三木・西脇支店)	年間使用料	1契約	9,900
	入金帳	1冊	550

## その他の手数料

(単位：円、消費税含)

項 目	条 件		手数料額
口座振替事務手数料	1件につき		55
定時自動集金手数料	1件につき		55
貸金庫 (滝野・東条・黒田庄支店)	年間使用料	滝野支店	9,900
		東条支店	6,600
		黒田庄支店	6,600
両替手数料：窓口 (金種指定出金含む) ※1日通算枚数 ※1日1回50枚まで無料 ※同一金額・新札への両替 ・金種指定出金も対象	取扱枚数	1枚 ～ 50枚	無料
		51枚 ～ 500枚	550
		501枚以上	500枚毎に550円加算
硬貨入金手数料：窓口 ※1日通算枚数 ※1日1回300枚まで無料	取扱枚数	1枚 ～ 300枚	無料
		301枚 ～ 1000枚	550
		1001枚以上	500枚毎に550円加算
未利用口座管理手数料	1口座につき 1年ごと ※令和3年10月以降に開設された口座で最終異動日から2年を経過し、残高10,000円未満の口座が対象		1,320

## 個人向け JA ネットバンクサービス

(単位：円、消費税含)

項目	条件		手数料額
	サービス利用手数料		無料
振込	自店内	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA僚店あて	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA以外の系統あて	3万円 未満	110
		3万円 以上	330
	他行あて	3万円 未満	165
		3万円 以上	330

**法人向け J A ネットバンクサービス**

(単位：円、消費税含)

項目	条件		手数料額
	基本サービス月額手数料		1,100
	基本サービス+伝送サービス月額手数料		2,200
振込	自店内	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA僚店あて	3万円 未満	無料
		3万円 以上	無料
	当JA以外の系統あて	3万円 未満	110
		3万円 以上	330
他行あて	3万円 未満	165	
	3万円 以上	330	
給与振込	自店内・当JA僚店あて		無料
	当JA外の系統あて・他行あて		110

**ATM 利用手数料**

(単位：円、消費税含)

ご利用カード		当JA・県内他JA・県外JAの キャッシュカード (注)	セブン銀行 ローソン E.Net (イーネット)		ゆうちょ銀行		
ご利用区分							
入金・出金	平日	8:00~21:00 えびす駅前店のみ 7:00~21:00	無料	7:00~ 8:45	220	8:00~ 8:45	220
				8:45~18:00	110	8:45~18:00	110
				18:00~23:00	220	18:00~21:00	220
	土曜	8:00~19:00		8:00~ 9:00	220	8:00~21:00	220
				9:00~14:00	110		
				14:00~21:00	220		
日・祝	8:00~19:00	8:00~21:00	220				

(注) 利用時間は各JAにより異なります。



## 【共済事業】

J A 共済は、J A が行う地域密着型事業の一環として、組合員・利用者の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えし、生命・傷害・家屋・自動車・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害補償の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

### 共済商品一覧

種 類	内 容 ・ 特 色
終 身 共 済	責任ある人へ一生涯の保障を提供します。
年 金 共 済	老後の生活を充実させるための資金準備を提供します。
養 老 生 命 共 済	万一保障はもちろんレジャー、こどもの結婚資金などの貯蓄も兼ね備えています。
こ ども 共 済	こどもの教育資金やケガなどに対する万一の保障を提供します。
が ん 共 済	がんと診断された時や、再発時・長期治療のとき、まとまった共済金を受け取ることができ、様々ながん治療を保障します。
医 療 共 済	入院や手術はもちろん、がんの治療や先進医療などしものときの幅広い医療リスクに備えることができます。
介 護 共 済	一生涯にわたって介護の不安に備えます。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
特 定 重 度 疾 病 共 済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。
建 物 更 生 共 済	火災や台風などの自然災害だけではなく、地震やケガにもしっかり備え、期間満了時には満期も受け取ることができます。
自動車共済、自賠償共済	セット加入による有利な掛金で、万一の自動車事故に万全の保障を提供します。

## 【購買事業】

購買事業は、組合員はじめ地域の皆さまに、営農面では農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などをご利用いただくとともに、農業機械の供給も行っています。また、生活面では、米や生活資材の供給を行っています。

### 主な取扱商品など

主な購買品と事業内容	主な取扱事業所
肥料・農薬・飼料・農業生産資材など生産購買品の供給	各営農経済センター
米や耐久消費財など日常生活資材（生活購買品）の供給	各営農経済センター
黒田庄和牛やコロッケなど特産品の製造販売	特産開発センター
播州百日どりの生産にかかわる飼料・資材の供給	養鶏事業所
農業生産に必要な農機具の販売・整備	各農機センター
食料品や地域特産品の販売	ファーマーズマーケット各店
自動車の販売や車検、整備	東条自動車センター

## 【販売事業】

販売事業では、全国に誇る特産品のブランド化と地産地消への取り組みを積極的に進めています。また、安全・安心な農畜産物を消費者に販売するために、トレーサビリティの実施に取り組んでいます。



## 【指導事業】

農家の皆さまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域の皆さまを対象とした法律・税務相談など様々な指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか関係機関による相談も実施していますので、お気軽にご相談ください。

## 【その他事業】

- (1) 保管事業
- (2) 加工事業
- (3) 生産・生活利用事業
- (4) 高齢者福祉事業
- (5) 旅行事業
- (6) 葬祭事業（子会社：みのり協同産業(株)）
- (7) 農作業受託事業（子会社：(株)援農みのり）

## (2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

JA みのりの貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。さらに、JA バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな安心を提供するために構築された「兵庫県版 JA バンクセーフティネット」によっても守られています。

### ◇「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和5年3月末における残高は1,651億円となっています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和5年3月末現在で4,708億円となっています。

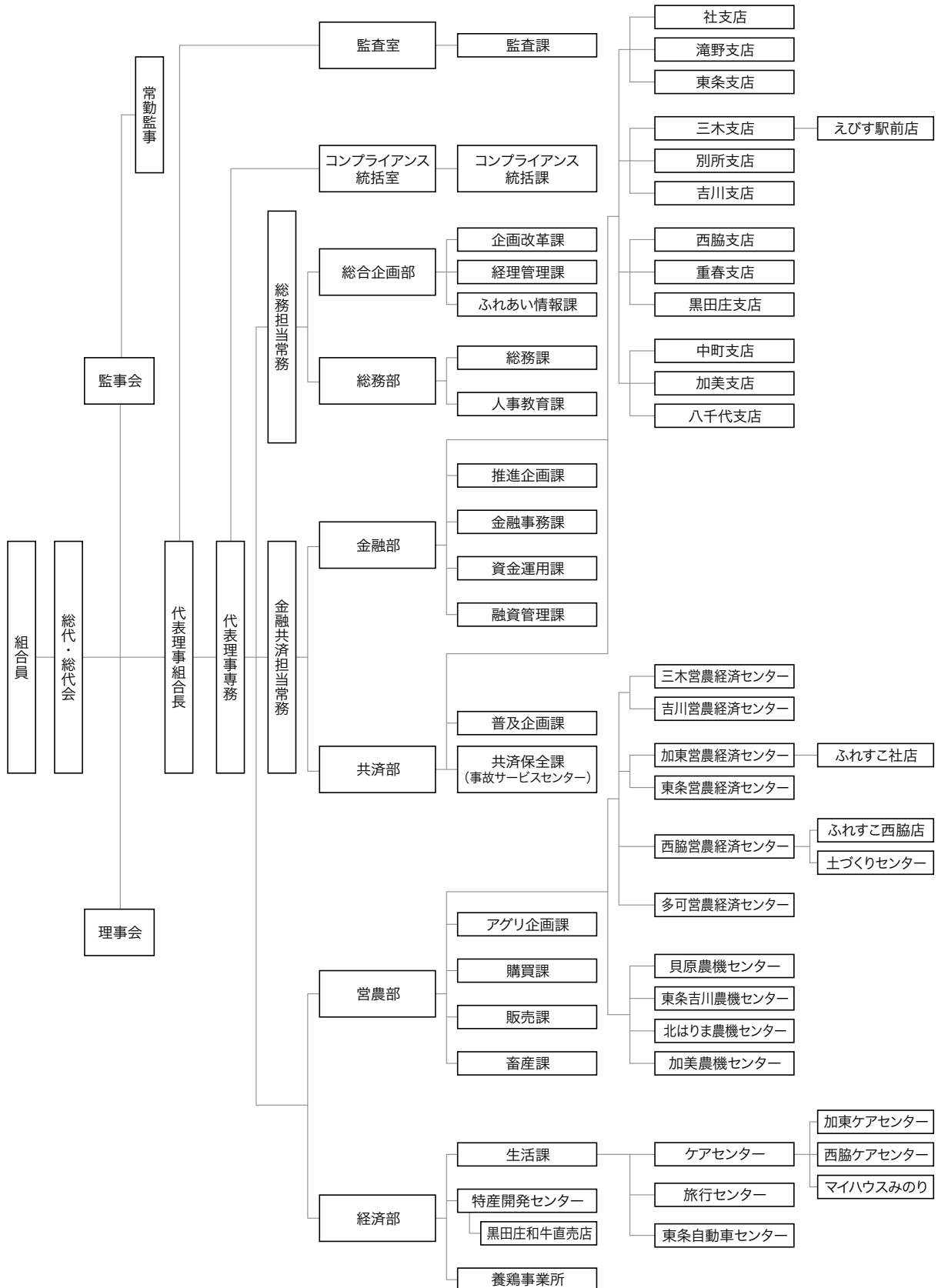
### ◇兵庫県版 JA バンク・セーフティネット

JA バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな安心を提供するため、「兵庫県版 JA バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の JA は、JA バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

## 〔JA の概要〕

### ■ 1. 機構図

(令和5年4月1日現在)



## ■ 2. 組合員数

(単位：人、団体)

種 別	令和4年度	令和3年度	増減
正 組 合 員 数	15,412	15,601	△189
個 人	15,374	15,570	△196
法 人	38	31	7
准 組 合 員 数	21,403	21,205	198
個 人	21,344	21,150	194
法 人	59	55	4
合 計	36,815	36,806	9

## ■ 3. 組合員組織の状況

(単位：人)

地区名	組 織 名	代表者氏名(敬称略)	構成員数(人)
三木地区	別 所 園 芸 組 合	田中 逸雄	6
	い き い き 朝 市 倶 楽 部	二杉 哲夫	16
	三 木・別 所 た ま ね ぎ 倶 楽 部	小藤 義勝	5
	三 木・別 所 山 田 錦 部 会	正井 清	176
	三 木 市 い ち ご 研 究 会	山城 英孝	7
	吉 川 町 ピ ー マ ン 部 会	藤田 利雄	2
	吉 川 ぶ ど う 研 究 会	藤田 守	34
	吉 川 町 大 豆 部 会	田中 哲也	9
	吉 川 町 山 田 錦 村 米 部 会	五百尾 俊宏	535
	吉 川 町 堆 肥 散 布 機 械 利 用 組 合	井藤 義治	2
加東地区	加 東 酒 米 部 会	戸田 恵造	1,074
	加 東 種 子 生 産 組 合	藤本 良三	16
	加 東 酪 農 部 会	前川 重康	4
	茶 部 会	橋本 剛	3
	や し ろ 加 工 部 会	安田 ミッル	4
	や し ろ 桃 部 会	坂本 茂	14
	玉 葱 部 会	堀内 実	7
	み く さ 青 空 市 部 会	西山 博美	15
	果 樹 部 会	藤浦 文夫	6
	た き の な す 部 会	藤田 純也	4
	ハ ウ ス い ち ご 部 会	藤井 悦雄	8
	東 条 山 の 芋 部 会	土肥 喜房	7
	東 条 ピ ー マ ン 部 会	金谷 隆志	4
	東 条 ぶ ど う 部 会	岩崎 光昭	3
	東 条 ハ ウ ス 栽 培 部 会	藤井 悦雄	9
	東 条 み の り の 会	山田 小夜子	9
	山 田 錦 共 生 会	田尻 信生	12
西脇・多可地区	北 は り ま 山 田 錦 部 会	竹井 安夫	542
	西 脇 地 区 グ リ ー ン ク ラ ブ	内橋 勝信	60
	日 本 の ヘ ソ ゴ マ 研 究 会	森井 哲夫	22
	黒 田 庄 和 牛 同 志 会	三谷 悟	12
	黒 田 庄 和 牛 婦 人 部	飛田 清美	7
	黒 田 庄 山 田 錦 部 会	竹井 安夫	168
	中 町 山 田 錦 部 会	吉田 継夫	215
	加 美 山 田 錦 部 会	中川 武	52
	八 千 代 山 田 錦 部 会	宮内 廣文	47
みのりJA女性会		岡田 茂美	957
JAみのり青年部		石塚 竜司	39

(\*代表者及び構成員数は、令和4年度末現在です)

## ■ 4. 役員構成（役員一覧）

（令和5年3月末現在）

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	神 澤 友 重
代表理事専務	竹 内 千 博
常 務 理 事	常 深 正 和
常 務 理 事	谷 位 勉
理 事	廣 畑 雅 弘
理 事	藤 川 和 義
理 事	小 山 次 郎
理 事	前 田 恵 一
理 事	畑 谷 紀 美 子
理 事	川 口 安 太 郎
理 事	仲 田 仁 久
理 事	棚 倉 修 規
理 事	福 岡 弘 美
理 事	五 百 蔵 克 三
理 事	平 川 嘉 一 郎
理 事	藤 原 久 和
理 事	村 上 康 人
理 事	戸 田 恵 造
理 事	松 本 安 弘
理 事	小 藤 義 勝
理 事	清 原 義 雄
理 事	宮 崎 吉 実
理 事	宮 崎 八 千 代
代 表 監 事	藤 原 政 明
常 勤 監 事	藤 本 滝 彦
監 事	土 井 良 和
監 事	齋 藤 篤
員 外 監 事	林 善 一

## ■ 5. 職員数

（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
一 般 職 員	249 (54)	232 (96)	481 (150)
営 農 指 導 員	11 ( 0)	0 ( 0)	11 ( 0)
合 計	260 (54)	232 (96)	492 (150)

（注）括弧内は常用臨時雇用者です。



## ■ 6. 事務所の名称及び所在地

連番	名 称	所 在 地	電話番号	ATM台数
1	本 店	加東市社1777-1	0795-42-5141	
2	社 支 店	加東市社1777-1	0795-42-2016	2
3	滝 野 支 店	加東市上滝野2426	0795-48-3141	2
4	東 条 支 店	加東市天神277-1	0795-47-1155	1
5	三 木 支 店	三木市本町2-7-31	0794-82-3000	1
6	え び す 駅 前 店	三木市大塚2-5-11	0794-86-6277	1
7	別 所 支 店	三木市別所町東這田92-1	0794-82-2015	1
8	吉 川 支 店	三木市吉川町吉安250-1	0794-72-0005	1
9	西 脇 支 店	西脇市西脇885-41	0795-22-6168	2
10	重 春 支 店	西脇市野村町243-1	0795-22-2048	2
11	黒 田 庄 支 店	西脇市黒田庄町喜多187-1	0795-28-2111	1
12	中 町 支 店	多可郡多可町中区中村町81-1	0795-32-2233	2
13	加 美 支 店	多可郡多可町加美区寺内128	0795-35-0180	1
14	八 千 代 支 店	多可郡多可町八千代区中野間303-1	0795-37-0350	1
15	三木営農経済センター	三木市別所町花尻1-174	0794-83-3113	
16	吉川営農経済センター	三木市吉川町吉安250-1	0794-72-0280	
17	加東営農経済センター	加東市貝原287	0795-40-0050	
18	東条営農経済センター	加東市天神277-1	0795-47-1191	
19	西脇営農経済センター	西脇市西田町189-3	0795-22-5955	
20	土づくりセンター(ゆめめぐり西脇)	西脇市黒田庄町石原1455-3	0795-28-5535	
21	多可営農経済センター	多可郡多可町中区安坂73-1	0795-32-2235	
22	ファーマーズマーケットふれすこ社店	加東市社338	0795-43-8318	
23	ファーマーズマーケットふれすこ西脇店	西脇市西田町189-3	0795-23-8318	
24	貝原農機センター	加東市貝原287	0795-42-0515	
25	東条吉川農機センター	加東市掬鹿谷344	0795-47-1515	
26	北はりま農機センター	西脇市黒田庄町田高117-1	0795-28-5111	
27	加美農機センター	多可郡多可町加美区寺内87-2	0795-35-1153	
28	特産開発センター	西脇市黒田庄町岡22-1	0795-28-5155	
29	黒田庄和牛直売店	西脇市黒田庄町田高313-10	0795-28-4445	
30	養 鶏 事 業 所	多可郡多可町加美区山野部161-1	0795-35-1026	
31	加東ケアセンター	加東市沢部613	0795-42-4583	
32	西脇ケアセンター	西脇市日野町121	0795-22-2711	
33	マイハウスみのり	加東市河高2538-1	0795-48-0600	
34	旅 行 セ ン タ ー	加東市社1777-1	0795-42-5400	
35	東条自動車センター	加東市岩屋2-3	0795-46-1266	

# JA Minori Disclosure 2023

## 主な施設の名称及び所在地

連番	施設名	所在地
1	三木ライスセンター	三木市別所町花尻1-174
2	吉川ライスセンター	三木市吉川町金会1435-1
3	高岡ライスセンター	加東市高岡949-25
4	東条ライスセンター	加東市岡本639
5	西脇ライスセンター	西脇市西田町189-3
6	黒田庄ライスセンター	西脇市黒田庄町田高117-1
7	中町ライスセンター	多可郡多可町中区高岸125-1
8	八千代ライスセンター	多可郡多可町八千代区下野間79
9	加東カントリーエレベーター	加東市具原296-1
10	吉川育苗センター	三木市吉川町前田916-1
11	加東育苗センター	加東市具原296-1
12	中町育苗センター	多可郡多可町中区安楽田855
13	加東種子センター	加東市牧野1860-76
14	下三草酒米調製場	加東市下三草2-2
15	加東大豆加工場	加東市社具原287
16	上三草大豆調製場	加東市上三草943-1
17	八千代大豆調製場	多可郡多可町八千代区下野間79
18	加東製茶工場	加東市具原296-1
19	加美味噌もち加工場	多可郡多可町加美区寺内140-1

### 店舗外 ATM 設置台数

12台

ふれすこ社	1	上吉川	1
沢部	1	エコープにしわき	1
上久米	1	津万	1
吉井	1	比延庄	1
三木市役所	1	桜丘	1
東吉川	1	杉原谷	1

(令和5年7月1日現在)

## ■ 7. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。



## 〔経営資料〕

## I 決算の状況

## ■ 1. 貸借対照表

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
資 産 の 部		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>468,324</b>	<b>469,291</b>
(1) 現金	891	698
(2) 預金	391,909	394,762
系統預金	391,903	394,756
系統外預金	5	6
(3) 有価証券	3,599	2,716
国債	2,050	1,750
地方債	85	94
社債	1,281	500
株式	181	148
受益証券	-	221
(4) 貸出金	69,621	68,834
(5) その他の信用事業資産	2,475	2,474
未収収益	58	59
その他の資産	2,416	2,415
(6) 貸倒引当金	△173	△194
<b>2 共済事業資産</b>	<b>2</b>	<b>17</b>
<b>3 経済事業資産</b>	<b>4,769</b>	<b>4,625</b>
(1) 経済事業未収金	715	672
(2) 経済受託債権	2,948	2,860
(3) 棚卸資産	412	371
購入品	339	299
その他の棚卸資産	73	71
(4) その他の経済事業資産	693	721
(5) 貸倒引当金	△0	△1
<b>4 雑資産</b>	<b>524</b>	<b>568</b>
(1) 雑資産	530	574
(2) 貸倒引当金	△5	△5
<b>5 固定資産</b>	<b>4,589</b>	<b>4,700</b>
(1) 有形固定資産	4,587	4,697
建物	9,713	9,641
構築物	1,063	1,059
機械装置	3,504	3,485
土地	2,679	2,718
建設仮勘定	0	0
その他の有形固定資産	781	781
減価償却累計額	△13,155	△12,989
(2) 無形固定資産	1	3
<b>6 外部出資</b>	<b>27,247</b>	<b>26,817</b>
(1) 外部出資	27,247	26,817
系統出資	26,616	26,186
系統外出資	561	561
子会社等出資	69	69
<b>7 前払年金費用</b>	<b>66</b>	<b>63</b>
<b>8 繰延税金資産</b>	<b>176</b>	<b>176</b>
資 産 の 部 合 計	505,700	506,262



(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<b>負 債 の 部</b>		
<b>1 信用事業負債</b>	<b>469,103</b>	<b>471,019</b>
(1) 貯金	468,200	469,644
(2) 借入金	8	113
(3) その他の信用事業負債	894	1,262
未払費用	59	72
その他の負債	834	1,189
<b>2 共済事業負債</b>	<b>798</b>	<b>776</b>
(1) 共済資金	328	302
(2) 未経過共済付加収入	468	471
(3) その他の共済事業負債	1	2
<b>3 経済事業負債</b>	<b>3,169</b>	<b>2,787</b>
(1) 経済事業未払金	487	380
(2) 経済受託債務	1,994	1,695
(3) その他の経済事業負債	687	711
<b>4 設備借入金</b>	<b>119</b>	<b>157</b>
<b>5 雑負債</b>	<b>750</b>	<b>682</b>
(1) 未払法人税等	341	305
(2) 資産除去債務	13	13
(3) その他の負債	395	364
<b>6 諸引当金</b>	<b>350</b>	<b>365</b>
(1) 賞与引当金	141	149
(2) 退職給付引当金	133	129
(3) 役員退職慰労引当金	74	86
<b>負債の部合計</b>	<b>474,292</b>	<b>475,789</b>
<b>純 資 産 の 部</b>		
<b>1 組合員資本</b>	<b>31,520</b>	<b>30,477</b>
(1) 出資金	4,213	4,264
(2) 利益剰余金	27,324	26,235
利益準備金	6,715	6,495
その他利益剰余金	20,609	19,740
信用事業基盤強化積立金	3,470	3,220
施設整備積立金	3,080	2,930
地域振興・活性化積立金	500	475
営農利用施設整備積立金	1,100	1,000
合併記念事業積立金	10	19
災害等対策積立金	305	251
農業支援積立金	210	190
経営基盤強化積立金	940	740
特別積立金	9,366	9,366
当期末処分剰余金	1,627	1,548
(うち当期剰余金)	(1,195)	(1,061)
(3) 処分未済持分	△18	△22
<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>△113</b>	<b>△4</b>
(1) その他有価証券評価差額金	△113	△4
<b>純資産の部合計</b>	<b>31,407</b>	<b>30,473</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>505,700</b>	<b>506,262</b>

# JA Minori Disclosure 2023

## ■ 2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
<b>1 事業総利益</b>	<b>5,417</b>	<b>5,342</b>
事業収益	9,356	9,085
事業費用	3,938	3,742
(1) 信用事業収益	3,620	3,593
資金運用収益	3,358	3,428
(うち預金利息)	(2,128)	(2,135)
(うち有価証券利息)	(31)	(18)
(うち貸出金利息)	(804)	(837)
(うちその他受入利息)	(394)	(436)
役務取引等収益	129	123
その他事業直接収益	8	-
その他経常収益	123	41
(2) 信用事業費用	445	543
資金調達費用	160	214
(うち貯金利息)	(149)	(198)
(うち給付補填備金繰入)	(6)	(8)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うち信用支払雑利息)	(5)	(6)
役務取引等費用	37	41
その他経常費用	247	287
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(10)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△21)	-
<b>信用事業総利益</b>	<b>3,174</b>	<b>3,049</b>
(3) 共済事業収益	1,132	1,208
共済付加収入	1,064	1,119
その他の収益	67	89
(4) 共済事業費用	64	73
共済推進費	52	60
共済保全費	6	6
その他の費用	6	7
<b>共済事業総利益</b>	<b>1,067</b>	<b>1,135</b>
(5) 購買事業収益	2,039	1,904
購買品供給高	1,869	1,738
購買手数料	26	26
修理サービス料	86	95
その他の収益	57	42
(6) 購買事業費用	1,594	1,467
購買品供給原価	1,541	1,415
その他の費用	53	52
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	-
<b>購買事業総利益</b>	<b>444</b>	<b>436</b>
(7) 販売事業収益	274	265
販売手数料	187	177
その他の収益	86	87
(8) 販売事業費用	31	29
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)
<b>販売事業総利益</b>	<b>243</b>	<b>235</b>
(9) 保管事業収益	66	61
(10) 保管事業費用	32	32
<b>保管事業総利益</b>	<b>34</b>	<b>28</b>
(11) 加工事業収益	1	1
(12) 加工事業費用	0	0
<b>加工事業総利益</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(13) 利用事業収益	654	640
(14) 利用事業費用	450	442
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	-
<b>利用事業総利益</b>	<b>204</b>	<b>197</b>

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
(15) 旅行事業収益	9	2
(16) 旅行事業費用	0	0
<b>旅行事業総利益</b>	<b>8</b>	<b>2</b>
(17) 高齢者福祉事業収益	208	214
(18) 高齢者福祉事業費用	90	89
<b>高齢者福祉事業総利益</b>	<b>118</b>	<b>125</b>
(19) 特産開発事業収益	372	351
(20) 特産開発事業費用	290	271
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
<b>特産開発事業総利益</b>	<b>82</b>	<b>80</b>
(21) 養鶏事業収益	931	801
(22) 養鶏事業費用	860	719
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	-
<b>養鶏事業総利益</b>	<b>70</b>	<b>81</b>
(23) 農業経営事業収益	93	56
(24) 農業経営事業費用	75	45
<b>農業経営事業総利益</b>	<b>18</b>	<b>10</b>
(25) その他事業収益	0	0
(26) その他事業費用	0	0
<b>その他事業総利益</b>	<b>△0</b>	<b>0</b>
(27) 指導事業収入	14	19
(28) 指導事業支出	64	61
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△49</b>	<b>△41</b>
<b>2 事業管理費</b>	<b>4,188</b>	<b>4,267</b>
(1) 人件費	2,994	3,035
(2) 業務費	404	413
(3) 諸税負担金	199	204
(4) 施設費	541	564
(5) その他管理費用	47	49
<b>事業利益</b>	<b>1,229</b>	<b>1,075</b>
<b>3 事業外収益</b>	<b>486</b>	<b>453</b>
(1) 受取雑利息	9	9
(2) 受取出資配当金	335	293
(3) 賃貸料	118	115
(4) 雑収入	23	34
(5) 貸倒引当金戻入益	0	-
<b>4 事業外費用</b>	<b>17</b>	<b>21</b>
(1) 支払雑利息	10	10
(2) 寄付金	3	3
(3) 雑損失	3	7
(4) 貸倒引当金繰入額	-	0
<b>経常利益</b>	<b>1,698</b>	<b>1,506</b>
<b>5 特別利益</b>	<b>6</b>	<b>28</b>
(1) 固定資産処分益	-	2
(2) 一般補助金	6	25
<b>6 特別損失</b>	<b>96</b>	<b>113</b>
(1) 固定資産処分損	7	34
(2) 記念事業費	-	13
(3) 減損損失	54	31
(4) 臨時損失	34	33
<b>税引前当期利益</b>	<b>1,608</b>	<b>1,421</b>
法人税・住民税及び事業税	412	366
法人税等調整額	0	△6
法人税等合計	413	359
当期剰余金	1,195	1,061
当期首繰越剰余金	397	438
合併記念事業積立金取崩額	-	13
災害等対策積立金取崩額	34	33
当期末処分剰余金	1,627	1,548

## ■ 3. 注記表

### <令和4年度>

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法  
ア. 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法により評価しています。
- イ. その他有価証券
  - ・時価のあるもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
  - ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法により評価しています。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品	総平均法に基づく原価法
その他の棚卸資産	
特産開発事業の棚卸資産	売価還元法に基づく原価法
養鶏事業の棚卸資産 （肉用鶏素びなを除く）	売価還元法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ②無形固定資産  
定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

##### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。  
すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

### <令和3年度>

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

- ①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法  
ア. 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法により評価しています。
- イ. その他有価証券
  - ・時価のあるもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
  - ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法により評価しています。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品	総平均法に基づく原価法
その他の棚卸資産	
特産開発事業の棚卸資産	売価還元法に基づく原価法
養鶏事業の棚卸資産 （肉用鶏素びなを除く）	売価還元法に基づく原価法
堆肥（土づくりセンター）	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産  
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ②無形固定資産  
定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

##### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。  
すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。



②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

## (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

## (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

### 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

## ⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

## (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

## (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

### 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

### 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 194 百万円（繰延税金負債との相殺前）

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 54 百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ 411 百万円減少し、指導事業収入および指導事業支出がそれぞれ 10 百万円減少しています。

これによる購買事業総利益、指導事業収支差額、事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

### 【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 195 百万円（繰延税金負債との相殺前）

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 31 百万円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

# JA Minori Disclosure 2023

## 3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。  
(単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	39
構 築 物	3
機 械 装 置	34
器 具 備 品	13
土 地	23
合 計	115

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。  
 (3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。  
 (4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額 10 百万円  
 子会社等に対する金銭債務の総額 345 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	303
危険債権	48
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	4
合 計	356

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1) 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 危険債権 (2) 債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。) です。  
 3. 三月以上延滞債権 (3) 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1) 及び (2) に掲げるものを除く。) です。  
 4. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く) です。  
 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

- (1) 子会社等との取引による収益総額 62 百万円  
 うち事業取引高 10 百万円  
 うち事業取引以外の取引高 51 百万円  
 (2) 子会社等との取引による費用総額 37 百万円  
 うち事業取引高 36 百万円  
 うち事業取引以外の取引高 0 百万円

## 4. 借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。  
(単位：百万円)

項 目	金 額
建 物	39
構 築 物	3
機 械 装 置	34
器 具 備 品	13
土 地	23
合 計	115

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。  
 (3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。  
 (4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額 10 百万円  
 子会社等に対する金銭債務の総額 298 百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	342
危険債権	172
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	5
合 計	520

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1) 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 危険債権 (2) 債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 ((1) に掲げるものを除く。) です。  
 3. 三月以上延滞債権 (3) 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1) 及び (2) に掲げるものを除く。) です。  
 4. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 ((1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く) です。  
 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

- (1) 子会社等との取引による収益総額 56 百万円  
 うち事業取引高 7 百万円  
 うち事業取引以外の取引高 49 百万円  
 (2) 子会社等との取引による費用総額 36 百万円  
 うち事業取引高 36 百万円  
 うち事業取引以外の取引高 0 百万円



**【減損損失】**
**(3) 減損損失に関する注記**
**① グルーピングの方法と共有資産の概要**

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共有としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共有資産としています。

**② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳  
(単位：百万円)**

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	加東市	0
遊休資産	土地	三木市	0
賃貸資産	建物	加東市	1
賃貸資産	建物、構築物、器具備品、土地	西脇市	50
賃貸資産	建物、構築物、器具備品、土地	多可町	2

**③ 減損損失の認識に至った経緯**

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

**④ 回収可能価額の算定方法等**

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は6.268%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

**5. 金融商品に関する注記**
**<金融商品の状況に関する事項>**
**(1) 金融商品に対する取組方針**

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

**(2) 金融商品の内容及びそのリスク**

当組合が保有する金融資産には、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券等があり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

**(3) 金融商品に係るリスク管理体制**
**① 信用リスクの管理**

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

**② 市場リスクの管理**

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

**【減損損失】**
**(3) 減損損失に関する注記**
**① グルーピングの方法と共有資産の概要**

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共有としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共有資産としています。

**② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳  
(単位：百万円)**

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	西脇市	0
遊休資産	土地	三木市	0
賃貸資産	建物、土地	加東市	21
賃貸資産	建物、構築物、土地	西脇市	7
賃貸資産	建物	多可町	1

**③ 減損損失の認識に至った経緯**

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

**④ 回収可能価額の算定方法等**

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は5.784%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

**6. 金融商品に関する注記**
**<金融商品の状況に関する事項>**
**(1) 金融商品に対する取組方針**

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

**(2) 金融商品の内容及びそのリスク**

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

**(3) 金融商品に係るリスク管理体制**
**① 信用リスクの管理**

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

**② 市場リスクの管理**

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。



# JA Minori Disclosure 2023

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30%下降したものと想定した場合には、経済価値が17百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### <金融商品の時価等に関する事項>

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	391,909	391,858	△ 51
有価証券	3,599	3,599	—
その他有価証券	3,599	3,599	—
貸出金	69,621		
貸倒引当金*	173		
貸倒引当金控除後	69,448	70,280	831
資産計	464,957	465,738	780
貯 金	468,200	468,199	△ 1
負債計	468,200	468,199	△ 1

\* 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

#### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

##### 【資産】

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30%下降したものと想定した場合には、経済価値が228百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### <金融商品の時価等に関する事項>

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	394,762	394,770	7
有価証券	2,716	2,716	—
その他有価証券	2,716	2,716	—
貸出金	68,834		
貸倒引当金*	194		
貸倒引当金控除後	68,639	69,888	1,248
資産計	466,118	467,375	1,256
貯 金	469,644	469,733	88
負債計	469,644	469,733	88

\* 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

#### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

##### 【資産】

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**②有価証券**

主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

**③貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

**【負債】**
**貯金**

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**(3) 市場価格のない株式等**

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資	27,247

**(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額**

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	391,909	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	300	-	100	-	200	3,000
貸出金 (* 1,2,3)	6,193	3,728	3,550	3,328	3,137	49,387
合計	398,403	3,728	3,650	3,328	3,337	52,387

(\* 1) 貸出金のうち、当座貸越 681 百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\* 2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 249 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\* 3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 46 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

**(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額**

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金 (*)	449,354	6,467	11,817	240	218	101

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

**②有価証券**

株式は取引所の価格によっています。

債券は取引所の価格、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日) 第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

**③貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

**【負債】**
**貯金**

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**(3) 市場価格のない株式等**

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	
外部出資	26,817

(\* ) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

**(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額**

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	394,762	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	512	408	-	100	-	1,600
貸出金 (* 1,2,3)	5,069	3,799	3,515	3,284	3,104	49,714
合計	400,344	4,207	3,515	3,384	3,104	51,314

(\* 1) 貸出金のうち、当座貸越 741 百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(\* 2) 貸出金のうち、3 カ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 294 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\* 3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 52 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

**(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額**

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金 (*)	447,915	10,777	4,124	6,469	187	170

(\*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

# JA Minori Disclosure 2023

## 6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項  
 その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	1,094	1,112	17
	国債	494	503	8
	社債	600	608	8
	株式	127	181	54
	小計	1,222	1,294	71
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	2,489	2,305	△184
	国債	1,686	1,547	△138
	地方債	100	85	△15
	社債	703	672	△30
	小計	2,489	2,305	△184
合計	3,712	3,599	△113	

(\*) 上記評価差額△113万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
受益証券	100	0	-
合計	100	0	-

## 7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は885百万円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①期首における退職給付債務	3,302
②勤務費用	106
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	△7
⑤退職給付の支払額	△133
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	3,261

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①期首における年金資産	3,129
②期待運用収益	35
③数理計算上の差異の発生額	△57
④確定給付型年金制度への拠出金	89
⑤退職給付の支払額	△125
⑥期末における年金資産(①+②+③+④+⑤)	3,071

## 7. 有価証券に関する注記

有価証券の時価及び評価差額に関する事項  
 その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	899	913	14
	国債	599	604	5
	社債	300	308	8
	株式	97	123	25
	受益証券	200	221	21
小計	1,197	1,257	60	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	1,493	1,432	△61
	国債	1,189	1,146	△43
	地方債	100	94	△6
	社債	203	192	△11
	株式	29	25	△3
受益証券	-	-	-	
小計	1,523	1,458	△64	
合計	2,720	2,716	△4	

(\*) 上記評価差額△4百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

## 8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は908百万円です。なお、確定給付型年金制度には、退職給付信託を設定しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①期首における退職給付債務	3,343
②勤務費用	111
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	2
⑤退職給付の支払額	△148
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	3,302

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
①期首における年金資産	3,133
②期待運用収益	36
③数理計算上の差異の発生額	5
④確定給付型年金制度への拠出金	95
⑤退職給付の支払額	△141
⑥期末における年金資産(①+②+③+④+⑤)	3,129

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	3,261
②確定給付型年金制度の積立額	△ 3,071
③未積立退職給付債務 (① + ②)	190
④未認識数理計算上の差異	△ 138
⑤未認識過去勤務費用	15
⑥貸借対照表計上額純額 (③ + ④ + ⑤)	67
前払年金費用	66
退職給付引当金	133

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	106
②利息費用	△ 6
③期待運用収益	△ 35
④数理計算上の差異の費用処理額	50
⑤過去勤務費用の費用処理額	△ 15
小計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤)	99
⑥出向負担金受入等	△ 0
合計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥)	98

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 57 百万円は「厚生費」で処理しています。

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。  
確定給付型年金制度

項 目	比 率
①一般勘定	45.8%
②債券	31.8%
③株式	21.2%
④その他	1.2%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が 54.2%含まれています。

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
①割引率	0%
②長期期待運用収益率	1.13%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 33 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 299 百万円となっています。

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	3,302
②確定給付型年金制度の積立額	△ 3,129
③未積立退職給付債務 (① + ②)	172
④未認識数理計算上の差異	△ 137
⑤未認識過去勤務費用	30
⑥貸借対照表計上額純額 (③ + ④ + ⑤)	65
前払年金費用	63
退職給付引当金	129

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	111
②利息費用	△ 6
③期待運用収益	△ 36
④数理計算上の差異の費用処理額	34
⑤過去勤務費用の費用処理額	△ 15
小計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤)	87
⑥出向負担金受入等	△ 0
合計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥)	86

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 58 百万円は「厚生費」で処理しています。

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。  
確定給付型年金制度

項 目	比 率
①一般勘定	44.7%
②債券	32.0%
③株式	22.1%
④その他	1.2%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が 55.3%含まれています。

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
①割引率	0%
②長期期待運用収益率	1.18%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 35 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 362 百万円となっています。

# JA Minori Disclosure 2023

## 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

発生原因別の主な内訳 (単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	128
	退職給付引当金	36
	賞与引当金	38
	評価損固定資産	33
	未払事業税	26
	役員退職慰労引当金	20
	賞与引当金未払法定福利費	6
	有価証券減損損失	5
	その他	46
	小計	341
評価性引当額	△ 147	
合計	194	
繰延税金負債	前払年金費用	△ 18
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△ 0
	合計	△ 18
繰延税金資産の純額		176

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等の損金不算入額	0.30
	受取配当等の益金不算入額	△ 2.88
	住民税均等割額	0.47
	評価性引当額の増減	0.53
	税額控除	△ 0.30
	その他	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.70

## 9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

発生原因別の主な内訳 (単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	116
	退職給付引当金	35
	賞与引当金	41
	評価損固定資産	33
	未払事業税	23
	役員退職慰労引当金	23
	賞与引当金未払法定福利費	6
	有価証券減損損失	5
	その他	19
	小計	304
評価性引当額	△ 108	
合計	195	
繰延税金負債	前払年金費用	△ 17
	その他有価証券評価差額金	-
	販売品売上原価	△ 0
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△ 0
合計	△ 18	
繰延税金資産の純額		176

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

		当期末
法定実効税率		27.46
調整	交際費等の損金不算入額	0.32
	受取配当等の益金不算入額	△ 2.85
	住民税均等割額	0.53
	評価性引当額の増減	0.10
	税額控除	△ 0.39
	その他	0.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.29

## 10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。



## ■ 4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
I 当期末処分剰余金	1,627	1,548
II 合併記念事業積立金取崩額	—	19
III 剰余金処分額	1,224	1,169
(1) 利益準備金	240	220
(2) 任意積立金	879	843
信用事業基盤強化積立金	320	250
施設整備積立金	25	150
地域振興・活性化積立金	—	25
営農利用施設整備積立金	150	100
記念事業積立金	10	10
災害等対策積立金	104	88
農業支援積立金	20	20
経営基盤強化積立金	250	200
(3) 出資配当金	104	106
IV 繰越剰余金	403	397

(注) 1. 出資金に対する配当金の割合は、次のとおりです。

    令和4年度 2.5%

    令和3年度 2.5%

2. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越金が含まれています。

    令和4年度 60百万円

    令和3年度 60百万円

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	積立目的	取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和及び信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。	信用事業総利益が大幅（前年度比10%以上）に減少した場合に、その相当額を取り崩すことができる。	貯金・定期積金総額の100分の1を目標として積み立てる。	3,790
施設整備積立金	施設の新規取得、建替え、改修、大規模な修繕、固定資産処分損、取壊し費用、減損損失処理等に備えるために積み立てる。	施設の新規取得、建替え、改修、大規模な修繕等に伴う支出や大幅な減価償却費の増加、及び固定資産処分損、取壊し費用、減損損失等が生じた場合に、その相当額を取り崩すことができる。	固定資産（減価償却資産）取得価格の100分の20を目標として積み立てる。	3,105
地域振興・活性化積立金	地域の組合員等の生産活動、生活文化活動、福祉活動等を振興・活性化するために積み立てる。	地域の組合員等の生産活動、生活文化活動、福祉活動等の振興・活性化に充てる場合に、その相当額を取り崩すことができる。	5億円とする。	500
営農利用施設整備積立金	営農利用施設の新規取得、大規模な改修、修繕及び処分に備えるために積み立てる。	営農利用施設の整備で、営農利用施設の新規取得、改修、又は処分による修繕費、固定資産処分損が発生した場合に、その相当額を取り崩すことができる。	15億円とする。	1,250
記念事業積立金	記念事業を実施することを目的に必要な額を積み立てる。	記念事業を実施した場合に、その相当額を取り崩すことができる。	5千万円とする。	20
災害等対策積立金	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生及び感染症等の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。	政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩すことができる。	5億円とする。	410
農業支援積立金	農作物、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てる。	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援に支出した経費相当額を取り崩すことができる。	3億円とする。	230
経営基盤強化積立金	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による損失の発生に備えるために積み立てる。	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等により、臨時的に要した経費及び合理的に見積もることのできる損失額がある場合、その相当額を取り崩すことができる。	15億円とする。	1,190

(注) 毎年度の積立額については、当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を理事会で協議し、総代会の承認を得て積み立てています。

## ■ 5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月10日

みのり農業協同組合

代表理事組合長 神澤友重

## ■ 6. 部門別損益計算書

(令和4年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,420	3,620	1,132	4,087	566	13	
事業費用②	4,002	445	64	3,083	349	59	
事業総利益③ (①-②)	5,417	3,174	1,067	1,004	216	△45	
事業管理費④	4,188	1,713	841	1,169	372	90	
(うち減価償却費⑤)	(215)	(43)	(17)	(138)	(13)	(2)	
うち共通管理費⑥		319	109	189	47	8	△674
(うち減価償却費⑦)		(16)	(5)	(9)	(2)	(0)	(△35)
事業利益⑧ (③-④)	1,229	1,461	225	△165	△155	△136	
事業外収益⑨	486	230	78	137	34	5	
うち共通分⑩		230	78	137	34	5	△486
事業外費用⑪	17	8	2	4	1	0	
うち共通分⑫		8	2	4	1	0	△17
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,698	1,683	301	△32	△122	△130	
特別利益⑭	6	3	1	1	0	0	
うち共通分⑮		3	1	1	0	0	△6
特別損失⑯	96	45	15	27	6	1	
うち共通分⑰		45	15	27	6	1	△96
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,608	1,640	287	△58	△129	△131	
営農指導事業分配賦額⑲		78	24	23	5	△131	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	1,608	1,562	262	△81	△134		

※損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」欄とは一致しません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(事業総利益割)

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	47.3746	16.2062	28.1658	7.0650	1.1884	100.0000
営農指導事業	59.4050	18.8982	17.7881	3.9087		100.0000

## ■ 7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## Ⅱ 損益の状況

### ■ 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	10,329	10,155	9,860	9,120	9,420
信用事業収益	3,846	3,827	3,747	3,593	3,620
共済事業収益	1,383	1,274	1,241	1,208	1,132
農業関連事業収益	4,274	4,195	4,029	3,723	4,087
その他事業収益	782	822	816	577	566
営農指導事業収益	43	35	26	18	13
経常利益	1,332	1,235	1,281	1,506	1,698
当期剰余金	977	896	949	1,061	1,195
出資金	4,394	4,339	4,304	4,264	4,213
（出資口数）	(4,394,218)	(4,339,577)	(4,304,047)	(4,264,740)	(4,213,968)
純資産額	28,076	28,811	29,617	30,473	31,407
総資産額	475,441	481,296	499,759	506,262	505,700
貯金等残高	439,498	445,366	464,115	469,644	468,200
貸出金残高	68,666	68,575	68,160	68,834	69,621
有価証券残高	4,881	3,371	1,261	2,716	3,599
剰余金配当金額	87	107	106	106	104
出資配当額	87	107	106	106	104
特別配当額 （事業利用分量配当額）	—	—	—	—	—
職員数	542	546	546	520	492
単体自己資本比率	16.80	16.63	15.81	16.14	16.66

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取扱いは行っていません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

## ■ 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	3,197	3,214	△17
役務取引等収支	91	81	10
その他信用事業収支	△115	△246	131
信用事業粗利益	3,298	3,296	2
(信用事業粗利益率)	(0.700)	(0.704)	(△0.005)
事業粗利益	5,728	5,751	△23
(事業粗利益率)	(1.094)	(1.108)	(△0.013)
事業純益	1,540	1,479	61
実質事業純益	1,540	1,484	56
コア事業純益	1,532	1,484	48
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,532	1,484	48

- (注) 1. その他信用事業収支 = その他事業直接収益 + その他経常収益 - その他事業直接費用 - その他経常費用  
 2. 信用事業粗利益 = 信用事業収益 (その他経常収益を除く。) - 信用事業費用 (その他経常費用を除く。) + 金銭の信託運用見合費用  
 3. 信用事業粗利益率 = 信用事業粗利益 / 信用事業資産平均残高 × 100  
 4. 事業粗利益 = 事業総利益 - 信用事業に係るその他経常収益 - 信用事業以外に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他経常費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用  
 5. 事業粗利益率 = 事業総利益 / 総資産平均残高 × 100  
 6. 事業純益 = 事業粗利益 - 事業管理費 - 一般貸倒引当金繰入額  
 7. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 8. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益  
 9. コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) = コア事業純益 - 投資信託解約損益

## ■ 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	470,135	3,358	0.714	466,620	3,428	0.735
うち預金	397,697	2,523	0.634	395,760	2,572	0.650
うち有価証券	3,423	31	0.906	1,681	18	1.071
うち貸出金	69,015	804	1.165	69,177	837	1.210
資金調達勘定	472,656	155	0.033	469,529	206	0.044
うち貯金・定期積金	472,611	155	0.033	469,495	206	0.044
うち借入金	44	0	0.421	34	0	0.893
総資金利ざや	-	-	0.319	-	-	0.309

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回 + 経費率)  
 経費率 = 信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定 (貯金・定期積金 + 借入金) 平均残高  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。



## ■ 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△69	△103
うち預金	△49	△56
うち有価証券	12	△11
うち貸出金	△33	△35
支払利息	△53	△144
うち貯金・定期積金	△51	△145
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	0	0
差引	△16	40

(注) 1. 増減額は、前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### ■ 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
流動性貯金	165,533 ( 35.0)	153,535 ( 32.7)	11,997
定期性貯金	307,078 ( 65.0)	315,959 ( 67.3)	△8,881
その他の貯金	- ( - )	- ( - )	-
計	472,611 (100.0)	469,495 (100.0)	3,116
譲渡性貯金	- ( - )	- ( - )	-
合 計	472,611 (100.0)	469,495 (100.0)	3,116

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金  
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金  
 3. 括弧内は構成比です。

###### ② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
定期貯金	291,374 (100.0)	303,359 (100.0)	△11,985
うち固定金利定期	291,361 ( 99.9)	303,346 ( 99.9)	△11,985
うち変動金利定期	13 ( 0.0)	13 ( 0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金  
 3. 括弧内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
手形貸付	136	138	△2
証書貸付	67,243	66,954	289
当座貸越	718	749	△31
割引手形	92	82	10
金融機関貸付	841	1,271	△430
合 計	69,030	69,194	△164

###### ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	11,361 ( 16.4)	11,563 ( 16.7)	△202
変動金利貸出	56,589 ( 81.9)	56,152 ( 81.5)	437
その他	1,080 ( 1.5)	1,119 ( 1.6)	△39
合 計	69,030 (100.0)	68,834 (100.0)	196

- (注) 括弧内は構成比です。

# JA Minori Disclosure 2023

## ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	1,109	1,226	△117
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	1,574	1,842	△268
その他担保物	94	117	△23
小 計	2,777	3,185	△408
農業信用基金協会保証	45,760	45,402	358
その他保証	19,343	19,993	△650
小 計	65,103	65,395	△292
信用	1,742	254	1,488
合 計	69,622	68,834	788

## ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

## ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
設 備 資 金	67,185 ( 96.4)	67,215 ( 97.6)	△30
運 転 資 金	2,437 ( 3.5)	1,619 ( 2.3)	818
合 計	69,622 (100.0)	68,834 (100.0)	788

(注) 括弧内は構成比です。

## ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	1,023 ( 1.4)	1,028 ( 1.4)	△5
林業	32 ( 0.0)	30 ( 0.0)	2
水産業	9 ( 0.0)	9 ( 0.0)	0
製造業	12,451 ( 17.8)	11,750 ( 17.0)	701
鉱業	23 ( 0.0)	11 ( 0.0)	12
建設・不動産業	2,546 ( 3.6)	2,322 ( 3.3)	224
電気・ガス・熱供給・水道業	497 ( 0.7)	421 ( 0.6)	76
運輸・通信業	2,236 ( 3.2)	2,129 ( 3.0)	107
卸売・小売・サービス業・飲食業	8,091 ( 11.6)	7,605 ( 11.0)	486
金融・保険業	1,218 ( 1.7)	1,628 ( 2.3)	△410
地方公共団体	538 ( 0.7)	516 ( 0.7)	22
非営利法人	1,345 ( 1.9)	67 ( 0.0)	1,278
その他	39,613 ( 56.8)	41,311 ( 60.0)	△1,698
合 計	69,622 (100.0)	68,834 (100.0)	788

(注) 括弧内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

## ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

### (1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
農 業	488	476	12
穀作	424	396	28
野菜・園芸	8	11	△3
果樹・樹園農業	4	3	1
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	5	5	0
養鶏・養卵	1	4	△3
養蚕	－	－	－
その他農業	46	57	△11
農業関連団体等	－	－	－
<b>合 計</b>	<b>488</b>	<b>476</b>	<b>12</b>

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

### (2) 資金種類別

#### 【貸出金】

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
プロパー資金	448	426	22
農業制度資金	40	49	△9
農業近代化資金	18	18	0
その他制度資金	22	31	△9
<b>合 計</b>	<b>488</b>	<b>475</b>	<b>13</b>

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

#### 【受託貸付金】

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
日本政策金融公庫資金	8	12	△4
その他	－	－	－
<b>合 計</b>	<b>8</b>	<b>12</b>	<b>△4</b>

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

# JA Minori Disclosure 2023

## ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担保・保証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	303	141	161	302
	3年度	342	161	181	342
危 険 債 権	4年度	48	37	0	37
	3年度	172	149	1	150
要 管 理 債 権	4年度	4	3	0	3
	3年度	5	3	0	3
三月以上延滞債権	4年度	—	—	—	—
	3年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	4年度	4	3	0	3
	3年度	5	3	0	3
小 計	4年度	356	182	161	344
	3年度	520	314	182	497
正 常 債 権	4年度	69,310			
	3年度	68,362			
合 計	4年度	69,666			
	3年度	68,883			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。



金融再生法に基づく開示債権及びリスク管理債権については、一般金融機関が行っている方法に合わせて自己査定による債務者区分を基準に債権区分を行っています。自己査定区分、金融再生法に基づく開示債権及びリスク管理債権の関係は以下のとおりです。

＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法債権区分＞			
対象債権	信用事業総与信		信用事業総与信		信用事業 以外の与信	
	貸出金	その他の 債権	貸出金	その他の 債権		
	破綻先		破産更正債権及び これらに準ずる債権			
	実質破綻先		危険債権			
	破綻懸念先		要管理債権			
	要 注 意 先	要管理先		正常債権		
		その他要注意先				
	正常先					

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 三月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

# JA Minori Disclosure 2023

## ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度				令和3年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	12		12	12	7	12		7	12
個別貸倒引当金	189	167	-	189	167	183	189	-	183	189
合 計	201	179	-	201	179	191	201	-	191	201

## ⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

### (3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	70	667	65	643
	金額	59,211	125,150	55,070	124,289
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	19	25	32	67
雑為替	件数	6	8	6	8
	金額	7,244	31,777	6,935	6,745
合 計	件数	76	676	72	654
	金額	66,475	156,953	62,038	131,102

### (4) 有価証券に関する指標

#### ① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
国 債	2,213	875	1,338
地 方 債	99	51	48
政府保証債	－	－	－
金 融 債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社 債	838	443	395
株 式	129	109	20
その他の証券	142	202	△60
合 計	3,423	1,681	1,742

#### ② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

#### ③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	残存期間							期間の定め のないもの	合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超			
令和4年度	国 債	200	－	－	－	－	1,850	－	2,050
	地方債	－	－	－	－	－	85	－	85
	政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社 債	100	101	204	301	298	274	－	1,281
	株 式	－	－	－	－	－	－	181	181
	その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和3年度	国 債	402	202	－	－	－	1,146	－	1,750
	地方債	－	－	－	－	－	94	－	94
	政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	101	102	105	－	192	－	500
	株 式	－	－	－	－	－	－	148	148
	その他の証券	112	108	－	－	－	－	－	221

## (5) 有価証券等の時価情報等

### ① 有価証券の時価情報

#### [売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

#### [満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

#### [その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		取得価額 又は償却 原価	貸借対照 表計上額	差 額	取得価額	貸借対照 表計上額	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるもの	債券	1,094	1,112	17	899	913	14
	国債	494	503	8	599	604	5
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	600	608	8	300	308	8
	株式	127	181	54	97	123	25
	その他の証券	-	-	-	200	221	21
	小 計	1,222	1,294	71	1,197	1,257	60
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えないも の	債券	2,489	2,305	△184	1,493	1,432	△61
	国債	1,686	1,547	△138	1,189	1,146	△43
	地方債	100	85	△15	100	94	△6
	社債	703	672	△30	203	192	△11
	株式	-	-	-	29	25	△3
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	2,489	2,305	△184	1,523	1,458	△64
	合 計	3,712	3,599	△113	2,720	2,716	△4

### ② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

### ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## (6) 預かり資産の状況

### ① 投資信託残高（ファンドラップ含む） (単位：百万円)

	令和4年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	397

### ② 残高有り投資信託口座数 (単位：口座)

	令和4年度
残高有り投資信託口座数	483

## ■ 2. 共済事業

### (1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	4,582	263,898	6,676	281,324
	定期生命共済	646	4,076	454	3,721
	養老生命共済	810	38,654	824	42,025
	うちこども共済	686	21,855	727	22,585
	医療共済	36	2,896	111	3,243
	がん共済	-	1,962	-	2,042
	定期医療共済	-	315	-	349
	介護共済	431	6,521	1,145	6,230
	年金共済	-	710	-	733
建物更生共済		13,613	234,571	15,281	240,953
合 計		20,120	553,607	24,492	580,623

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	0	83	0	92
	237	579	264	308
が ん 共 済	1	45	1	46
定期医療共済	-	1	-	1
合 計	1	130	1	140
	237	579	264	308

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	517	9,363	1,275	9,168
認 知 症 共 済	492	489		
生活障害共済（一時金型）	2,158	15,039	4,263	14,224
生活障害共済（定期年金型）	76	518	136	496
特 定 重 度 疾 病 共 済	726	2,174	774	1,892

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。



## (4) 年金共済の年金保有額

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	440	6,810	377	6,702
年 金 開 始 後	-	2,102	-	2,081
合 計	440	8,913	377	8,783

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	42,618	33	42,744	34
自 動 車 共 済		950		973
傷 害 共 済	19,000	11	16,832	11
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠償責任共済		0		0
自 賠 責 共 済		159		154
合 計		1,155		1,176

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

## ■ 3. 農業・生活その他事業取扱実績

### (1) 購買事業取扱実績

買取購買品

(単位：百万円)

種 類		令和4年度		令和3年度		
		供給高	粗収益	供給高	粗収益	
生産資材	肥 料	569	100	482	99	
	飼 料	272	9	215	7	
	農 薬	260	39	267	45	
	農 業 機 械	728	96	653	82	
	自 動 車	62	7	60	6	
	そ の 他	216	31	224	32	
	計	2,109	284	1,904	274	
生活物資	食 品	米	83	17	95	23
		一般食品	124	30	121	28
	耐 久 消 費 財	77	7	98	8	
	日 用 保 健 雑 貨	61	6	68	7	
	そ の 他	32	7	33	7	
	計	380	69	417	75	
合 計		2,490	354	2,322	350	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

### (2) 販売事業取扱実績

受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	3,544	135	3,419	124
麦 ・ 豆	19	1	17	1
青 果 物	164	4	157	4
畜 産 物	600	6	550	5
そ の 他	261	40	262	41
合 計	4,590	187	4,406	177

### (3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
収 益	66	61
費 用	32	32
差 引	34	28

# JA Minori Disclosure 2023

## (4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項目		令和4年度	令和3年度
ライスセンター	収 益	181	170
	費 用	121	113
	差 引	60	56
カントリー	収 益	42	40
	費 用	16	16
	差 引	26	23
育 苗	収 益	254	262
	費 用	179	181
	差 引	74	80
種 子 セ ン タ ー	収 益	20	14
	費 用	9	8
	差 引	11	6
大 豆 調 製 場	収 益	5	5
	費 用	1	1
	差 引	4	4
農 作 業 機 械	収 益	98	99
	費 用	89	90
	差 引	9	9
米 調 製 施 設	収 益	8	7
	費 用	7	7
	差 引	1	0
そ の 他 生 産 利 用	収 益	28	24
	費 用	25	20
	差 引	2	3
コ イ ン 精 米	収 益	14	14
	費 用	0	2
	差 引	14	12
合 計	収 益	654	640
	費 用	450	442
	差 引	204	197

## (5) その他の事業取扱実績

### ① 加工事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	益	1	1
費	用	0	0
計		0	0

### ② 特産開発事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	益	372	351
費	用	290	271
計		82	80

### ③ 養鶏事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	益	931	801
費	用	860	719
計		70	81

### ④ 旅行事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	益	9	2
費	用	0	0
計		8	2

### ⑤ 高齢者福祉事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	益	208	214
費	用	90	89
計		118	125

### ⑥ 農業経営事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	益	93	56
費	用	75	45
計		18	10

### ⑦ 指導事業 (単位：百万円)

項 目		令和4年度	令和3年度
収	入	24	30
支	出	74	71
計		△49	△41

## IV 経営諸指標

### ■ 1. 利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.325	0.290	0.035
資本経常利益率	5.605	5.106	0.499
総資産当期純利益率	0.228	0.204	0.024
資本当期純利益率	3.943	3.598	0.345

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 3. 総資産当期純利益率  
 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### ■ 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	
貯貸率	期末	14.870	14.656	0.214
	期中平均	14.603	14.734	△0.131
貯証率	期末	0.768	0.578	0.190
	期中平均	0.724	0.358	0.366

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100



## V 自己資本の充実の状況

### ■ 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	31,415	30,371
うち、出資金及び資本準備金の額	4,213	4,264
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	27,324	26,235
うち、外部流出予定額(△)	104	106
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△22
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	12
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	31,428	30,383
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	1	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	47	46
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49	48
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	31,378	30,335
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	177,713	177,296
資産(オン・バランス)項目	177,713	177,296
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△648	△1,296
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△648	△1,296
うち、土地再評価差額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,546	10,581
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	188,260	187,878
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.66%	16.14%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## ■ 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	891	-	-	698	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,184	-	-	1,791	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	638	-	-	617	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	0	200	20	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,300	260	10	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	391,913	78,382	3,135	394,766	78,953	3,158
法人等向け	1,111	437	17	311	98	3
中小企業等向け及び個人向け	21,275	14,264	570	21,510	14,385	575
抵当権付住宅ローン	128	43	1	144	49	1
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	236	137	5	298	228	9
取立未済手形	146	29	1	164	32	1
信用保証協会等保証付	45,867	4,552	182	45,580	4,518	180
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,211	1,211	48	1,211	1,211	48
（うち出資等のエクスポージャー）	1,211	1,211	48	1,211	1,211	48
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	38,837	79,023	3,160	38,944	79,094	3,163
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	26,596	66,490	2,659	26,598	66,495	2,659
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	194	486	19	195	488	19
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	12,047	12,047	481	12,151	12,111	484
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	199	0	0
（うちルックスルー方式）	-	-	-	199	0	0
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	△648	△25	-	△1,296	△51
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	505,943	177,713	7,108	506,441	177,296	7,091
CVAリスク相当額+8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	505,943	177,713	7,108	506,441	177,296	7,091
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	10,546	421	10,581	423		
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	188,260	7,530	187,878	7,515		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ■ 3. 信用リスクに関する事項

- ① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高  
（単位：百万円）

		令和4年度				令和3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	505,943	69,682	3,589	236	506,241	68,902	2,396	298
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>地域別残高計</b>		<b>505,943</b>	<b>69,682</b>	<b>3,589</b>	<b>236</b>	<b>506,241</b>	<b>68,902</b>	<b>2,396</b>	<b>298</b>
法人	農業	83	83	-	-	50	50	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	149	90	-	-	177	118	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	250	47	203	-	183	79	103	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	530	0	500	-	29	0	-	-
	運輸・通信業	310	10	300	-	110	10	100	-
	金融・保険業	392,730	432	200	-	396,033	864	200	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,557	1,457	100	-	311	211	100	-
	日本国政府・地方公共団体	2,822	537	2,284	-	2,409	516	1,892	-
	上記以外	27,247	-	-	-	26,817	-	-	-
個人	67,095	67,024	-	236	67,125	67,052	-	298	
その他	13,164	-	-	-	12,992	-	-	-	
<b>業種別残高計</b>		<b>505,943</b>	<b>69,682</b>	<b>3,589</b>	<b>236</b>	<b>506,241</b>	<b>68,902</b>	<b>2,396</b>	<b>298</b>
1年以下		386,490	1,976	300		395,975	808	399	
1年超3年以下		8,876	1,076	100		1,475	1,175	300	
3年超5年以下		2,019	1,819	200		1,856	1,756	100	
5年超7年以下		2,014	1,713	300		1,954	1,854	100	
7年超10年以下		3,076	2,775	300		2,705	2,705	-	
10年超		61,712	59,325	2,387		61,018	59,523	1,495	
期限の定めのないもの		41,753	996	-		41,254	1,079	-	
<b>残存期間別残高計</b>		<b>505,943</b>	<b>69,682</b>	<b>3,589</b>		<b>506,241</b>	<b>68,902</b>	<b>2,396</b>	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額  
(単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度						
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	12	12		12	12		7	12		7	12		
個別貸倒引当金	189	167	-	189	167		183	189	-	183	189		
国内	189	167	-	189	167		183	189	-	183	189		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	189	167	-	189	167		183	189	-	183	189		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	5	-	-	5	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・ サービス業	10	9	-	10	9	-	11	10	-	11	10	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	179	157	-	179	157	-	167	179	-	167	179	-	
業種別計	189	167	-	189	167	-	183	189	-	183	189	-	

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高  
(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	5,219	5,219	-	4,795	4,795
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	45,722	45,722	-	45,384	45,384
	リスク・ウェイト20%	403	394,779	395,183	203	396,315	396,518
	リスク・ウェイト35%	-	123	123	-	140	140
	リスク・ウェイト50%	701	158	859	100	150	250
	リスク・ウェイト75%	-	18,702	18,702	-	18,844	18,844
	リスク・ウェイト100%	-	13,706	13,706	-	14,241	14,241
	リスク・ウェイト150%	-	68	68	-	136	136
	リスク・ウェイト250%	-	26,358	26,358	-	25,929	25,929
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		1,104	504,838	505,943	303	505,937	506,241

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。



## ■ 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

J Aみのりでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。J Aみのりでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	96	1,419	-	105	1,384	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	96	1,419	-	105	1,384	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## ■ 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## ■ 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ■ 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、JAみのりにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、JAみのりの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基つき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的に金利リスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	181	181	148	148
非 上 場	27,247	27,247	26,817	26,817
合 計	27,429	27,429	26,966	26,966

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	令和4年度			令和3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
54	-	25	3

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## ■ 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	199
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

## ■ 9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

JAみのみでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

JAみのみでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショッ

クを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。また、収益ベースの金利リスク量（ $\Delta$ NII）については、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフトの2シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
  - ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
  - ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
  - ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
  - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
  - ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
  - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
該当ありません。
  - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- ◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
  - ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

## ② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	24	7
3	スティープ化	571	549		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	342	114		
7	最大値	571	549	24	7
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	31,378		30,335	

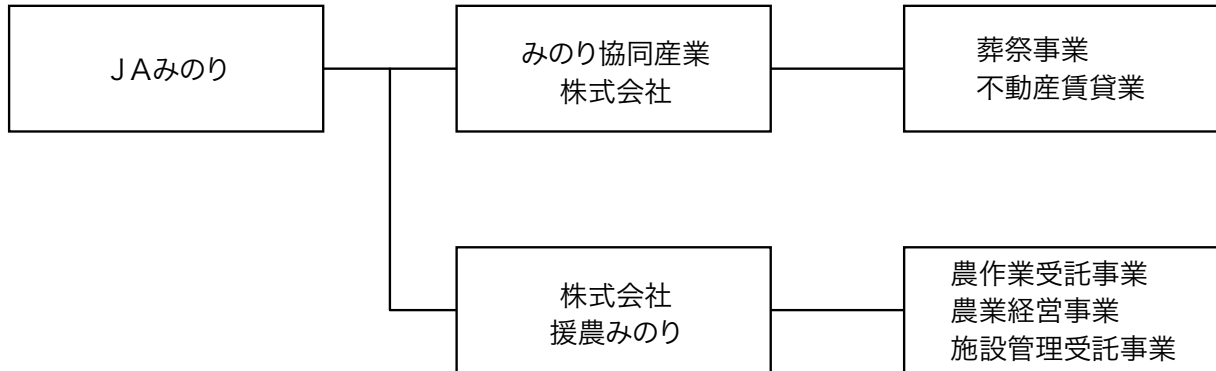


## VI 連結情報

### ■ 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

(令和5年4月1日現在)



#### (2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業の内容	設立 年月日	資本金又 は出資金	当JAの 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
みのり協同産業株式会社	加東市社1782	葬祭事業 不動産の賃貸業	昭和63年1月8日	40	100.0	-
株式会社援農みのり	加東市貝原287	組合員農家の 農作業の受託等	平成23年4月1日	30	99.7	-



### (3) 連結事業概況 (令和4年度)

#### みのり協同産業 株式会社

葬儀社に対するニーズは、葬儀の施行だけでなく、葬儀前の事前相談、葬儀後の手続き、遺品整理、相続相談など多岐に渡ってきております。葬家に寄り添いながら、より良いエンディングサポートが提供できるよう、事業活動に取り組みました。

その結果、令和4年度における葬儀施行件数は421件、葬祭事業売上高は368,543千円で、不動産管理事業売上高49,129千円と合わせ、売上高合計は417,673千円となりました。

販売費及び一般管理費は147,655千円となり、当期純利益は34,861千円を計上しました。

#### 株式会社 援農みのり

地域の農業者は益々減少しており、それに伴い不作付農地などが増加し、その農地管理に苦勞されている状況下です。

主な事業は、農業経営・農作業受託・施設管理・土改材散布で、近年更新した農作業機械を活用し、効率的な作業で受託作業の拡大を図りました。

その結果、農業経営収益22,143千円、農作業受託収益18,228千円、施設管理受託収益11,417千円、土改材散布受託収益は6,553千円で、売上高合計は58,343千円となりました。また、販売費及び一般管理費は31,688千円となり、当期純利益として11,858千円を計上しました。

### (4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結事業収益	10,817	10,614	10,225	9,540	9,843
信用事業収益	3,843	3,824	3,746	3,593	3,620
共済事業収益	1,383	1,274	1,241	1,208	1,132
農業関連事業収益	4,285	4,203	4,037	3,735	4,100
その他事業収益	1,304	1,311	1,200	1,003	989
連結経常利益	1,374	1,273	1,314	1,556	1,765
連結当期剰余金	1,006	922	973	1,470	1,674
連結純資産額	28,287	28,874	29,884	30,788	31,755
連結総資産額	475,659	481,583	500,006	506,494	505,931
連結自己資本比率	16.83	16.53	15.86	16.27	16.81

(注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

2. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

# JA Minori Disclosure 2023

## (5) 連結貸借対照表

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	468,314	469,283
(1) 現金及び預金	392,801	395,461
(2) 有価証券	3,599	2,716
(3) 貸出金	69,611	68,825
(4) その他の信用事業資産	2,475	2,474
(5) 貸倒引当金	△173	△194
2. 共済事業資産	2	17
3. 経済事業資産	4,784	4,637
(1) 受取手形及び経済事業未収金	725	679
(2) 棚卸資産	417	377
(3) その他の経済事業資産	3,642	3,582
(4) 貸倒引当金	△0	△1
4. 雑資産	674	709
5. 固定資産	4,694	4,818
(1) 有形固定資産	4,691	4,812
建物	11,054	10,977
機械装置	3,504	3,485
土地	2,679	2,718
その他の有形固定資産	844	851
減価償却累計額	△13,391	△13,220
(2) 無形固定資産	2	5
6. 外部出資	27,177	26,747
(1) 外部出資	27,177	26,747
7. 退職給付に係る資産	66	63
8. 繰延税金資産	218	216
資 産 の 部 合 計	505,931	506,494

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<b>(負債の部)</b>		
1. 信用事業負債	468,758	470,721
(1) 貯金	467,855	469,346
(2) 借入金	8	113
(3) その他の信用事業負債	894	1,261
2. 共済事業負債	798	776
(1) 共済資金	328	302
(2) その他の共済事業負債	470	473
3. 経済事業負債	3,187	2,797
(1) 支払手形及び経済事業未払金	504	391
(2) その他の経済事業負債	2,682	2,406
4. 設備借入金	119	157
5. 雑負債	814	750
6. 諸引当金	497	502
(1) 賞与引当金	147	154
(2) 退職給付に係る負債	275	253
(3) 役員退職慰労引当金	74	94
<b>負債の部合計</b>	<b>474,175</b>	<b>475,706</b>
<b>(純資産の部)</b>		
1. 組合員資本	31,957	30,869
(1) 出資金	4,213	4,264
(2) 利益剰余金	27,761	26,628
(3) 処分未済持分	△18	△22
(4) 子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
2. 評価・換算差額等	△202	△81
(1) その他有価証券評価差額金	△113	△4
(2) 退職給付に係る調整累計額	△89	△77
3. 非支配株主持分	0	0
<b>純資産の部合計</b>	<b>31,755</b>	<b>30,788</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>505,931</b>	<b>506,494</b>

# JA Minori Disclosure 2023

## (6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. 事業総利益	5,679	5,599
(1) 信用事業収益	3,620	3,593
資金運用収益	3,358	3,428
(うち預金利息)	(2,128)	(2,135)
(うち有価証券利息)	(31)	(18)
(うち貸出金利息)	(804)	(837)
(うちその他受入利息)	(394)	(436)
役務取引等収益	129	123
その他事業直接収益	8	-
その他経常収益	123	41
(2) 信用事業費用	445	543
資金調達費用	160	214
(うち貯金利息)	(148)	(198)
(うち給付補填備金繰入)	(6)	(8)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(5)	(6)
役務取引等費用	37	41
その他経常費用	247	287
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(10)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△21)	-
信用事業総利益	3,174	3,049
(3) 共済事業収益	1,132	1,208
共済付加収入	1,064	1,119
その他の収益	67	89
(4) 共済事業費用	64	73
共済推進費及び共済保全費	58	66
その他の費用	6	7
共済事業総利益	1,067	1,135
(5) 購買事業収益	2,023	1,892
購買品供給高	1,853	1,726
その他の収益	170	165
(6) 購買事業費用	1,588	1,459
購買品供給原価	1,541	1,415
その他の費用	46	44
購買事業総利益	435	432
(7) 販売事業収益	274	265
販売手数料	187	177
その他の収益	86	87
(8) 販売事業費用	31	29
販売事業総利益	243	235
(9) その他事業収益	2,802	2,592
(10) その他事業費用	2,044	1,846
その他事業総利益	758	745

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)		令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	2. 事業管理費	4,343		4,436
(1) 人件費	3,114		3,163	
(2) その他事業管理費	1,229		1,273	
<b>事業利益</b>	<b>1,335</b>		<b>1,162</b>	
3. 事業外収益	447		415	
(1) 受取雑利息	9		9	
(2) 受取出資配当金	335		293	
(3) その他の事業外収益	102		112	
4. 事業外費用	17		21	
(1) 支払雑利息	10		10	
(2) その他の事業外費用	7		11	
<b>経常利益</b>	<b>1,765</b>		<b>1,556</b>	
5. 特別利益	7		28	
(1) 固定資産処分益	0		2	
(2) その他の特別利益	6		25	
6. 特別損失	98		113	
(1) 固定資産処分損	7		34	
(2) 減損損失	54		31	
(3) その他の特別損失	36		47	
税金等調整前当期利益	1,674		1,470	
法人税・住民税及び事業税	431		383	
法人税等調整額	2		△7	
法人税等合計	434		376	
当期利益	1,239		1,094	
非支配株主に帰属する当期利益	0		0	
当期剰余金	1,239		1,094	

## (7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度		令和3年度	
	( 資 本 剰 余 金 の 部 )			
1. 資本剰余金期首残高	-		-	
2. 資本剰余金増加高	-		-	
3. 資本剰余金減少高	-		-	
4. 資本剰余金期末残高	-		-	
( 利 益 剰 余 金 の 部 )				
1. 利益剰余金期首残高	26,628		25,639	
2. 利益剰余金増加高	1,239		1,094	
当期剰余金	1,239		1,094	
3. 利益剰余金減少高	106		106	
配当金	106		106	
4. 利益剰余金期末残高	27,761		26,628	



# JA Minori Disclosure 2023

## (8) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期利益	1,674	1,470
減価償却費	231	259
減損損失	54	31
のれん償却額	-	-
貸倒引当金の増減額	△22	10
賞与引当金の増減額	△7	△7
退職給付に係る負債の増減額	5	△28
その他引当金の増減額	△20	18
信用事業資金運用収益	△2,963	△2,990
信用事業資金調達費用	155	207
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△345	△303
支払雑利息	10	10
為替差損益	-	-
有価証券関係損益	△9	△0
金銭の信託の運用損益	-	-
固定資産処分損益	9	32
外部出資関係損益	-	-
持分法による投資損益	-	-
その他	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△786	△675
預金の純増減	2,850	△5,430
貯金の純増減	△1,490	5,465
信用事業借入金の純増減	△104	93
その他の信用事業資産の純増減	△9	77
その他の信用事業負債の純増減	△353	△115
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	-	-
共済借入金の純増減	-	-
共済資金の純増減	25	170
未経過共済付加収入の純増減	△3	△3
その他の共済事業資産の純増減	15	3
その他の共済事業負債の純増減	△0	△0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△45	△80
経済受託債権の純増減	△88	253
棚卸資産の純増減	△40	△18
支払手形及び経済事業未払金の純増減	112	2
経済受託債務の純増減	299	129
その他の経済事業資産の純増減	27	34
その他の経済事業負債の純増減	△23	△32
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	32	45
その他の負債の純増減	31	△47
未払消費税等の増減額	0	△7
信用事業資金運用による収入	2,971	3,012
信用事業資金調達による支出	△169	△257
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業分量配当金の支払額	-	-
小 計	2,027	1,328
雑利息及び出資配当金の受取額	345	304
雑利息の支払額	△10	△12
法人税等の支払額	△399	△326
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,963</b>	<b>1,294</b>

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△1,590	△1,529
有価証券の売却による収入	100	-
有価証券の償還による収入	507	-
金銭の信託の増加による支出	-	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
補助金の受入れ等による収入	1	-
固定資産の取得による支出	△179	△151
固定資産の処分による支出	△0	△4
固定資産の売却による収入	6	29
資産除去債務の履行による支出	-	-
外部出資による支出	△430	△458
外部出資の売却等による収入	-	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,584</b>	<b>△2,116</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	△37	△37
出資の増額による収入	128	144
出資の払戻しによる支出	△179	△183
持分の取得による支出	△18	△22
持分の譲渡による収入	22	18
出資配当金の支払額	△106	△106
非支配株主への配当金支払額	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び 子会社等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変更を伴わない子会社及び 子会社等の株式の売却による収入	-	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△189</b>	<b>△187</b>
<b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</b>	<b>189</b>	<b>△1,008</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>787</b>	<b>1,795</b>
<b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>976</b>	<b>787</b>

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和4年度)	(令和3年度)
現金および預金勘定	392,801	395,461
別段預金及び定期性預金	△391,824	△394,674
現金および現金同等物	976	787

## (9) 連結注記表

### <令和4年度>

#### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等・・・2社  
みのり協同産業株式会社、株式会社援農みのり
- ② 非連結子会社・子法人等・・・該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の関連法人等・・・該当ありません
- ② 持分法非適用の関連法人等・・・3社  
持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項  
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項  
連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

#### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法  
ア. 子会社株式等  
移動平均法による原価法により評価しています。
- イ. その他有価証券
- ・ 時価のあるもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
  - ・ 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法により評価しています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品	総平均法に基づく原価法
その他の棚卸資産	
特産開発事業の棚卸資産	売価還元法に基づく原価法
養鶏事業の棚卸資産 (肉用鶏素びなを除く)	売価還元法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

### <令和3年度>

#### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等・・・2社  
みのり協同産業株式会社、株式会社援農みのり
- ② 非連結子会社・子法人等・・・該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の関連法人等・・・該当ありません
- ② 持分法非適用の関連法人等・・・3社  
持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項  
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項  
連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

#### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法  
ア. 子会社株式等  
移動平均法による原価法により評価しています。
- イ. その他有価証券
- ・ 時価のあるもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
  - ・ 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法により評価しています。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品	総平均法に基づく原価法
その他の棚卸資産	
特産開発事業の棚卸資産	売価還元法に基づく原価法
養鶏事業の棚卸資産 (肉用鶏素びなを除く)	売価還元法に基づく原価法
堆肥（土づくりセンター）	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率で算定した金額に基づき計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。ただし、5,000万円以下の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。



# JA Minori Disclosure 2023

## (4) 収益及び費用の計上基準

### 【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## (4) 収益及び費用の計上基準

### 【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

#### ④加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、みそを製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦特産開発事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑧養鶏事業

組合員が生産した畜産物を集荷して、精肉等に加工して販売したり、養鶏に必要な資材や飼料等を共同購入し、供給する事業です。当組合は利用者等との契約に基づき、精肉や購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品及び購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑨指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。



- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。
- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項  
**【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】**  
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。  
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。
- 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】**  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。
- (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項  
**【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】**  
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。  
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。
- 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】**  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。指導事業収入のうち、当組合が代理人として家の光図書及び日本農業新聞の供給に関与している場合には、手数料相当額を純額で収益として認識し表示しています。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### 【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ411百万円減少し、指導事業収入および指導事業支出がそれぞれ10百万円減少しています。

これによる購買事業総利益、指導事業収支差額、事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

#### 【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 236百万円（繰延税金負債との相殺前）

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 54百万円

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	39
構築物	3
機械装置	34
器具備品	13
土地	23
合計	115

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

### 【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 6,800 百万円を差し入れています。

(3) 当座貸越の担保として、定期預金 1,000 百万円を差し入れています。

(4) 収納事務取扱等の担保として、定期預金 2 百万円を差し入れています。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 234百万円（繰延税金負債との相殺前）

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、将来の事業計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 31百万円

### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、将来の事業計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	39
構築物	3
機械装置	34
器具備品	13
土地	23
合計	115

(注) 固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

### (2) 担保に供した資産等

①為替決済等の担保として、定期預金6,800百万円を差し入れています。

②当座貸越の担保として、定期預金1,000百万円を差し入れています。

③収納事務取扱等の担保として、定期預金2百万円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	303
危険債権	48
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	4
合計	356

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権(2)  
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権(3)  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く)です。
4. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く)です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 【減損損失】

#### 減損損失に関する注記

##### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共用としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共用資産としています。

##### ②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	加東市	0
遊休資産	土地	三木市	0
賃貸資産	建物、土地	加東市	1
賃貸資産	建物、構築物、器具備品、土地	西脇市	50
賃貸資産	建物、構築物、器具備品、土地	多可町	2

##### ③減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

##### ④回収可能価額の算定方法等

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は6.268%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(3) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	342
危険債権	172
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	5
合計	520

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権(2)  
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権(3)  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く)です。
4. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く)です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 【減損損失】

#### 減損損失に関する注記

##### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

事業用資産については、主として管理会計の単位とし、組合員が利用する行政単位に基づく地区ごとにグルーピングを行っています。福祉事業については、活動地域が限られているため、そのエリアの共用としています。賃貸資産及び遊休資産については、個別物件単位にグルーピングしています。また、本店とみのり全管内の組合員利用者を対象とする事業施設については、全体共用資産としています。

##### ②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	土地	西脇市	0
遊休資産	土地	三木市	0
賃貸資産	建物、土地	加東市	21
賃貸資産	建物、構築物、土地	西脇市	7
賃貸資産	建物	多可町	1

##### ③減損損失の認識に至った経緯

当該資産については、賃貸資産は割引前キャッシュフローで評価し、遊休資産は処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

##### ④回収可能価額の算定方法等

賃貸資産の回収可能額については、使用価値と正味売却価額を採用しており、使用価値算定にあたって適用した割引率は5.784%です。遊休資産の回収可能額については、正味売却価額を採用し、いずれの場合もその時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

## 7. 金融商品に関する注記

### <金融商品の状況に関する事項>

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産には、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券等があり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30%下降したものと想定した場合には、経済価値が17百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## 7. 金融商品に関する注記

### <金融商品の状況に関する事項>

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.30%下降したものと想定した場合には、経済価値が228百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	391,909	391,858	△51
有価証券	3,599	3,599	-
その他有価証券	3,599	3,599	-
貸出金	69,611		
貸倒引当金（*）	173		
貸倒引当金控除後	69,438	70,270	831
資 産 計	464,947	465,728	780
貯 金	467,855	467,854	△1
負 債 計	467,855	467,854	△1

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっています。

債券は取引所の価格、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	394,762	394,770	7
有価証券	2,716	2,716	-
その他有価証券	2,716	2,716	-
貸出金	68,825		
貸倒引当金（*）	194		
貸倒引当金控除後	68,631	69,879	1,248
資 産 計	466,110	467,366	1,256
貯 金	469,346	469,435	88
負 債 計	469,346	469,435	88

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっています。

債券は取引所の価格、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。



# JA Minori Disclosure 2023

## 【負債】

### 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	27,177

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	391,909	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	300	-	100	-	200	3,000
貸出金 (*1,2,3)	6,191	3,726	3,548	3,326	3,135	49,386
合 計	398,401	3,726	3,648	3,326	3,335	52,386

- (\*1) 貸出金のうち、当座貸越 741 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (\*2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 294 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 52 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	449,009	6,467	11,817	240	218	101

- (\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 8. 有価証券に関する注記

### (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	1,094	1,112
	国債	494	503
	社債	600	608
	株式	127	181
	小計	1,222	1,294
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	2,489	2,305
	国債	1,686	1,547
	地方債	100	85
	社債	703	672
	小計	2,489	2,305
合計	3,712	3,599	△113

- (\*1) 上記評価差額△4百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

### (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益	売却損
受益証券	100	0	-
合 計	100	0	-

## 【負債】

### 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	26,747

- (\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	394,762	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	512	408	0	-	0	1,600
貸出金 (*1,2,3)	5,067	3,797	3,513	3,283	3,102	49,713
合 計	400,343	4,206	3,513	3,383	3,102	51,313

- (\*1) 貸出金のうち、当座貸越 741 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (\*2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 294 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (\*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 52 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

### (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	447,616	10,777	4,124	6,469	187	170

- (\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 8. 有価証券に関する注記

### (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	899	913
	国債	599	604
	社債	300	308
	株式	97	123
	小計	1,197	1,257
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	受益証券	200	221
	債券	1,493	1,432
	国債	1,189	1,146
	地方債	100	94
	社債	203	192
株式	29	25	
小計	1,523	1,458	
合計	2,720	2,716	△4

- (\*1) 上記評価差額△4百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

### 9. 退職給付に関する注記

#### (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は885百万円です。

#### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	3,319
②勤務費用	107
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	△7
⑤退職給付の支払額	△133
⑥過去勤務費用の発生額	-
⑦期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤+⑥)	3,280

#### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における年金資産	3,129
②期待運用収益	35
③数理計算上の差異の発生額	△57
④確定給付型年金制度への拠出金	89
⑤退職給付の支払額	△125
⑥期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,071

#### (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	3,280
②確定給付型年金制度の積立額	△3,071
③未積立退職給付債務 (①+②)	209
④未認識過去勤務費用	-
⑤未認識数理計算上の差異	-
⑥貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤)	209
前払年金費用	66
退職給付引当金	275

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

#### (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	107
②利息費用	△6
③期待運用収益	△35
④数理計算上の差異の費用処理額	50
⑤過去勤務費用の費用処理額	△15
小 計 (①+②+③+④+⑤)	101
⑥出向負担金受入等	△0
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	100

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金57百万円は「厚生費」で処理しています。

#### (6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位：百万円)

項 目	金 額
①未認識数理計算上の差異	138
②未認識過去勤務費用	△15
合 計	122

### 9. 退職給付に関する注記

#### (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は908百万円です。なお、確定給付型年金制度には、退職給付信託を設定しています。

#### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	3,358
②勤務費用	113
③利息費用	△6
④数理計算上の差異の発生額	2
⑤退職給付の支払額	△148
⑥過去勤務費用の発生額	-
⑦期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤+⑥)	3,319

#### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①期首における年金資産	3,133
②期待運用収益	36
③数理計算上の差異の発生額	5
④確定給付型年金制度への拠出金	95
⑤退職給付の支払額	△141
⑥期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,129

#### (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	3,319
②確定給付型年金制度の積立額	△3,129
③未積立退職給付債務 (①+②)	189
④未認識過去勤務費用	-
⑤未認識数理計算上の差異	-
⑥貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤)	189
前払年金費用	63
退職給付引当金	253

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

#### (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	113
②利息費用	△6
③期待運用収益	△36
④数理計算上の差異の費用処理額	34
⑤過去勤務費用の費用処理額	△15
小 計 (①+②+③+④+⑤)	89
⑥出向負担金受入等	△0
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	88

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金58百万円は「厚生費」で処理しています。

#### (6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位：百万円)

項 目	金 額
①未認識数理計算上の差異	137
②未認識過去勤務費用	△30
合 計	107

# JA Minori Disclosure 2023

## (7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。  
確定給付型年金制度

項目	比率
①一般勘定	45.8%
②債券	31.8%
③株式	21.2%
④その他	1.2%
⑤合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、確定給付型年金制度に対して設定した退職給付信託が54.2%含まれています。

## (8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項目	比率等
①割引率	0.0%
②長期期待運用収益率	1.13%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

## (10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金33百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は299百万円となっています。

## 10. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

発生原因別の主な内訳 (単位: 百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	128
	退職給付引当金	76
	賞与引当金	40
	評価損固定資産	33
	未払事業税	20
	役員退職慰労引当金	26
	賞与引当金未払法定福利費	6
	有価証券減損損失	5
	その他	46
	小計	383
評価性引当額	△147	
合計	236	
繰延税金負債	前払年金費用	△18
	その他有価証券評価差額金	-
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
	合計	△18
繰延税金資産の純額		218

## (7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。  
確定給付型年金制度

項目	比率
①一般勘定	44.7%
②債券	32.0%
③株式	22.1%
④その他	1.2%
⑤合計	100.0%

## (8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項目	比率等
①割引率	0.0%
②長期期待運用収益率	1.18%
③数理計算上の差異の処理年数	6年
④過去勤務費用の処理年数	6年

## (10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金35百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示され令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は362百万円となっています。

## 10. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

発生原因別の主な内訳 (単位: 百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	固定資産減損損失	116
	退職給付引当金	70
	賞与引当金	42
	評価損固定資産	33
	未払事業税	23
	役員退職慰労引当金	26
	賞与引当金未払法定福利費	6
	有価証券減損損失	5
	その他	19
	小計	343
評価性引当額	△108	
合計	234	
繰延税金負債	前払年金費用	△17
	その他有価証券評価差額金	-
	販売品売上原価	△0
	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△0
合計	△18	
繰延税金資産の純額		216

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

		当期末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.77
	住民税均等割	0.48
	評価性引当額の増減	0.51
	税額控除	△0.28
	その他	0.28
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.96

11. 連結キャッシュフロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	392,801
別段預金及び定期性預金	△391,824
現金および現金同等物	976

12. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に係る注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

		当期末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.32
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.76
	住民税均等割	0.54
	評価性引当額の増減	0.17
	税額控除	△0.37
	その他	0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.57

11. 連結キャッシュフロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	395,461
別段預金及び定期性預金	△394,674
現金および現金同等物	787

12. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に係る注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	303	342	△ 39
危険債権	48	172	△ 124
要管理債権	4	5	△ 1
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	4	5	△ 1
合計 (A)	356	520	△ 164
うち担保・保証付債権額 (B)	182	314	△ 132
担保・保証控除後債権額 (C)	173	206	△ 33
個別計上貸倒引当金残高 (D)	161	182	△ 21
差引額 (E) = (C) - (D)	12	23	△ 11
一般計上貸倒引当金残高	12	11	1
正常債権額	69,310	68,362	948

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権  
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 担保・保証付債権額  
農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確かな不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
8. 個別計上貸倒引当金残高  
農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
9. 担保・保証控除後債権額  
農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

## (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和3年度
信用事業	事業収益	3,620	3,593
	経常利益	1,591	1,367
	資産の額	468,314	469,283
共済事業	事業収益	1,132	1,208
	経常利益	270	319
	資産の額	2	17
農業関連事業	事業収益	4,100	3,735
	経常利益	△ 53	△ 95
	資産の額	—	—
その他事業	事業収益	989	1,003
	経常利益	△ 42	△ 34
	資産の額	4,784	4,637
計	事業収益	9,843	9,540
	経常利益	1,765	1,556
	資産の額	505,931	506,494



## ■ 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇ 連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、16.81%となりました。

連結自己資本は、組合員の出資金によっており、出資金による資本調達額は4,213百万円（前年度4,264百万円）となりました。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	31,853	30,763
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,213	4,264
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	27,761	26,628
うち、外部流出予定額(△)	104	106
うち、上記以外に該当するものの額	△18	△22
コア資本に算入される評価・換算差額等	△89	△76
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	△89	△76
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	12
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	31,776	30,700
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	2	3
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	47	46
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-

# JA Minori Disclosure 2023

特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	49	49
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	31,726	30,650
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	178,017	177,596
資産（オン・バランス）項目	178,017	177,596
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△648	△1,296
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△648	△1,296
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス項目	-	-
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,710	10,742
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	188,727	188,339
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	16.81	16.27

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	891	-	-	698	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,184	-	-	1,791	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	638	-	-	617	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	0	200	20	0
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,300	260	10	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	391,913	78,382	3,135	394,766	78,953	3,158
法人等向け	1,111	437	17	311	98	3
中小企業等向け及び個人向け	21,265	14,264	570	21,501	14,385	575
抵当権付住宅ローン	128	43	1	144	49	1
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	236	137	5	298	228	9
取立未済手形	146	29	1	164	32	1
信用保証協会等保証付	45,867	4,552	182	45,580	4,518	180
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,141	1,141	45	1,211	1,211	48
（うち出資等のエクスポージャー）	1,141	1,141	45	1,211	1,211	48
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	39,148	79,397	3,175	39,184	79,395	3,175
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	26,596	66,490	2,659	26,598	66,495	2,659
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	237	592	23	235	589	23
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	12,314	12,314	492	12,350	12,310	492
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	199	0	0
（うちルックスルー方式）	-	-	-	199	0	0
（うちマンダート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	△648	△25	-	△1,296	△51
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	506,174	178,017	7,120	506,672	177,596	7,103
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	506,174	178,017	7,120	506,672	177,596	7,103
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己 資本額 b=a×4%		
	a		a			
	10,710	428	10,742	429		
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 計	所要自己 資本額 b=a×4%		
	a		a			
	188,727	7,549	188,339	7,533		

# JA Minori Disclosure 2023

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.68）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載

#### ② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 （単位：百万円）

	令和4年度				令和3年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	505,943	69,682	3,589	236	506,241	68,902	2,396	298
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>地域別残高計</b>	<b>505,943</b>	<b>69,682</b>	<b>3,589</b>	<b>236</b>	<b>506,241</b>	<b>68,902</b>	<b>2,396</b>	<b>298</b>
法人	農業	83	83	-	50	50	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	149	90	-	-	177	118	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	250	47	203	-	183	79	103
	電気・ガス・熱供給・水道業	530	0	500	-	29	0	-
	運輸・通信業	310	10	300	-	110	10	100
	金融・保険業	392,730	432	200	-	396,033	864	200
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,557	1,457	100	-	311	211	100
	日本国政府・地方公共団体	2,822	537	2,284	-	2,409	516	1,892
	上記以外	27,247	-	-	-	26,817	-	-
個人	67,095	67,024	-	236	67,125	67,052	-	298
その他	13,164	-	-	-	12,992	-	-	
<b>業種別残高計</b>	<b>505,943</b>	<b>69,682</b>	<b>3,589</b>	<b>236</b>	<b>506,241</b>	<b>68,902</b>	<b>2,396</b>	<b>298</b>
1年以下	386,490	1,976	300		395,975	808	399	
1年超3年以下	8,876	1,076	100		1,475	1,175	300	
3年超5年以下	2,019	1,819	200		1,856	1,756	100	
5年超7年以下	2,014	1,713	300		1,954	1,854	100	
7年超10年以下	3,076	2,775	300		2,705	2,705	-	
10年超	61,712	59,325	2,387		61,018	59,523	1,495	
期限の定めのないもの	41,753	996	-		41,254	1,079	-	
<b>残存期間別残高計</b>	<b>505,943</b>	<b>69,682</b>	<b>3,589</b>		<b>506,241</b>	<b>68,902</b>	<b>2,396</b>	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。



# JA Minori Disclosure 2023

## ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

区 分	令和4年度						令和3年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	12	12		12	12		7	12		7	12	
個別貸倒引当金	189	167	-	189	167		183	189	-	183	189	
国内	189	167	-	189	167		183	189	-	183	189	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	189	167	-	189	167		183	189	-	183	189	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	5	-	-	5	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	10	9	-	10	9	-	11	10	-	11	10
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	179	157	-	179	157	-	167	179	-	167	179	
業種別計	189	167	-	189	167	-	183	189	-	183	189	

## ④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250% を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	-	5,219	5,219	-	4,795	4,795
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	45,722	45,722	-	45,384	45,384
	リスク・ウェイト20%	403	394,779	395,183	203	396,315	396,518
	リスク・ウェイト35%	-	123	123	-	140	140
	リスク・ウェイト50%	701	158	859	100	150	250
	リスク・ウェイト75%	-	18,702	18,702	-	18,844	18,844
	リスク・ウェイト100%	-	13,706	13,706	-	14,241	14,241
	リスク・ウェイト150%	-	68	68	-	136	136
リスク・ウェイト250%	-	26,358	26,358	-	25,929	25,929	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		1,104	504,838	505,943	303	505,937	506,241

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.70）をご参照ください。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	96	1,419	－	105	1,384	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合計	96	1,419	－	105	1,384	－

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.13）をご参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.71）をご参照ください。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価（単位：百万円）

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	181	181	148	148
非上場	27,177	27,177	26,747	26,747
合計	27,359	27,359	26,896	26,896

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益（単位：百万円）

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
54	-	25	3

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	－	199
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

## (10) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.72）をご参照ください。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	24	7
3	スティープ化	571	549		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	342	114		
7	最大値	571	549	24	7
		令和4年度		令和3年度	
8	自己資本の額	31,726		30,650	

## <開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
<b>I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目</b>		
1	業務の運営の組織	24
2	理事及び監事の氏名及び役職名	26
3	会計監査人の氏名又は名称	47
4	事務所の名称及び所在地	27-28
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	28
6	主要な業務の内容	16-23
7	事業の概況	4-7
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	48
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	49-57、64
10	リスク管理の体制	13-14
11	法令遵守の体制	14-15
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	12
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14-15
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	30-33
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	54



No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	56
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	65-73
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	58
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	56
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	56
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	47
<b>II. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目</b>		
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	74
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	74
3	事業の概況	75
4	直近5連結事業年度の連結ベースでの業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	75
5	直近2連結事業年度の連結ベースでの貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	76-79
6	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	94
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	95-103
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	94







わたしたちは、地域・人・くらしの  
未来づくり(ゆたかなみのり)をめざします。

# みのり農業協同組合

